

【施策08】 障害者支援

～障害のある人が地域で自立して暮らせるまち～

- ◆展開方向01 地域での在宅生活を支えます。
- ◆展開方向02 適切な支援につなぐための相談の体制を充実します。
- ◆展開方向03 障害のある人の社会への参加を促進します。

展開方向01	1 障害者虐待防止対策事業費	151
	2 成年後見制度利用支援事業費	153
	3 重度身体障害者訪問入浴サービス事業費	155
	4 障害者(児)日中一時支援事業費	157
	5 障害者(児)医療費助成事業費	159
	6 心身障害者(児)対策事業費	161
	7 在宅重症心身障害児(者)訪問看護支援事業費	163
	8 障害福祉サービス事業者指定等事業費	165
	9 障害者自立支援制度支給関係事業費	167
	10 社会福祉施設等施設整備費補助金	169
	11 障害者福祉ホーム事業補助金	171
	12 児童福祉施設入所心身障害児利用者負担補助金	173
	13 障害者(児)自立支援事業費	175
	14 自立支援医療等事業費	176
	15 身体障害者手帳交付事業費	177
	16 障害児通所支援等給付費	178
	17 指定管理者管理運営事業費(あこや学園)	179
	18 指定管理者管理運営事業費(たじかの園)	180
	19 指定管理関係経費(たじかの園)	181
展開方向02	1 障害者(児)相談支援事業費	183
	2 重度障害者入院時コミュニケーション支援助成事業費	185
	3 心身障害者相談事業費	187
	4 障害者計画等策定事業費	189
展開方向03	1 原爆被爆者バス特別乗車証交付事業費	191
	2 意思疎通支援事業費	193
	3 日常生活用具給付等事業費	195
	4 障害者(児)移動支援事業費	197
	5 重度身体障害者(児)リフト付自動車派遣事業費	199
	6 身体障害者更生訓練費給付事業費	201
	7 心身障害者(児)スポーツ大会開催事業費	203
	8 自動車運転免許取得・改造助成事業費	205
	9 差別解消・コミュニケーション支援等検討事業費	207
	10 重度心身障害者(児)福祉タクシー利用料助成事業費	209
	11 心身障害者(児)対策啓発事業費	211
	12 障害者バス特別乗車証交付事業費	213
	13 地域活動支援センター事業補助金	215
	14 障害者小規模作業所運営費等補助金	217
	15 障害者就労支援事業費	219
	16 軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業費	221
	17 補装具交付・修理事業費	223
	18 身体障害者福祉センター指定管理者管理運営事業費	224
	19 身体障害者福祉センター指定管理関係経費	225
20 身体障害者福祉会館指定管理者管理運営事業費	226	
21 身体障害者福祉会館指定管理関係経費	227	
22 身体障害者デイサービスセンター指定管理者運営事業費	228	
23 身体障害者デイサービスセンター指定管理関係経費	229	

(このページは白紙です)

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	障害者虐待防止対策事業費	3A1Q	事業分類	ソフト事業
根拠法令	障害者虐待防止法		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市障害者計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	平成24年度		項	05 社会福祉費
施策	08 障害者支援		目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-1) 地域での在宅生活を支える。		
局	健康福祉局	課	障害福祉政策担当、障害者自立支援事業第1・第2担当
所属長名	富田 憲幸、塩谷 健一郎、山崎 賢一		

① 事業概要

事業実施趣旨	障害者虐待の防止、養護者に対する支援等を行い、障害者の権利利益を擁護する。
対象(誰を・何を)	虐待を受けている障害者及びその養護者等
求める成果(どのような状態にしたいか)	障害者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるように支援する。
事業概要	障害者虐待に係る通報受付や相談・指導、啓発活動等を実施する。
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者虐待防止センター業務等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者虐待に係る通報又は届出の受理 ・ 養護者による障害者虐待の防止 ・ 養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護に係る相談、指導及び助言 ・ 啓発活動等 ○ 養護者による障害者虐待を受けた障害者を一時保護するための居室の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者虐待を受けている障害者を一時的に保護するために、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づく入所等の措置を採ることができるよう、障害者支援施設等の施設に必要な居室を確保

② 事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	928	885	1,446	
需用費	33		180	パンフレット代
役務費	39	39	55	通信運搬費
委託料			389	夜間・休日の通報受付業務委託
負担金補助金及び交付金	856	846	822	一時保護先の確保に係る負担金
人件費 B	10,385	12,526	17,813	
職員人工数	1.00	1.05	1.59	
職員人件費	7,577	8,397	12,609	
嘱託等人件費	2,808	4,129	5,204	
合計 C(A+B)	11,313	13,411	19,259	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
財源内訳	11,313	13,411	19,259	
一般財源				

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	障害者虐待に係る通報件数 (成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)		単位	件
目標・実績	目標値	—	達成年度	—年度
			26年度	30
			27年度	33
			28年度	19

28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った	事業の目的上、必ずしも目標値を設定して実施する事業ではないが、障害者虐待の防止や養護者に対する支援等を行い、障害者の権利利益を擁護した。
-----------------	--	--

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	障害者に対する虐待は障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要である。本事業の実施内容については、障害者虐待防止法により市の責務とされている。
---------	--

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	事業の性質上、受益者負担は想定していない。
-----------------	--	-----------------------

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	法令により自治体に責務が課せられており、阪神間他都市においても同様の事業を実施している。
---------------	--

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	障害者虐待防止センターの業務については、法律上、委託することが可能であるため、今後、通報件数の推移等に注視していくとともに、特に、市役所の閉庁日等における虐待通報受付についての委託を検討していく必要がある。
--------	--	---

協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 現状 将来像	内容	行政が主体となって取り組むべき事業であるが、幅広い関係機関との協働が不可欠である。
-------	-------------------------	----	---

⑧ 総合評価

総合評価	維持	障害者虐待を防止する体制を充実させるため、平成25年度に、本市を含む近隣6市1町において協定を締結し、一時保護するための居室を確保している。しかし、虐待防止対策については、被虐待者への適切な支援に加え、虐待者が虐待を行わなくなるような支援等も必要であり、より高度な知識と専門性・即応性が求められている。また、休日・夜間を含めた緊急時(24時間体制)の通報体制については、現在、夜間代表番号の本庁警備室を経由し、特定の職員が専用の携帯電話で輪番対応しており、負担の軽減や体制の強化が必要となっている。さらに、平成25年度に実施したアンケート調査結果では、障害のある人等の障害者虐待防止法の認知度が16.9%と低く、市民の認知度は更に低いことが予想されるため、制度の周知が課題となっている。
------	----	---

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	障害者虐待防止対策については、引き続き、専門性や即応性を有する人材の育成に取り組んでいくとともに、市民への制度認知が進むよう、周知方法等についても検討していく。また、夜間・休日の通報対応については、平成29年度に拡充した「障害者虐待防止対策事業」において、「障害者虐待防止センター」を標榜するとともに、「保健福祉センター」の開設に併せて電話受付業務を民間会社へ委託することで、常時の連絡体制(24時間対応)を確保し、通報・相談者等からの聞き取りや担当職員への報告、引き継ぎ等を速やかに行うなど支援体制の充実を図るとともに、支援機関との連携強化等にも取り組んでいく。
--------	--

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	成年後見制度利用支援事業費	3A1S
根拠法令	知的障害者福祉法第28条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2	
個別計画	尼崎市障害者計画・障害福祉計画等	
事業開始年度	平成14年度	
施策	08 障害者支援	

事業分類	法定事業(裁量含む)
会計	01 一般会計
款	15 民生費
項	05 社会福祉費
目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-1) 地域での在宅生活を支える。		
局	健康福祉局	課	生活支援相談課
所属長名	上野 裕司		

①事業概要

事業実施趣旨	障害者自立支援法の施行後、本人による契約が基本となり、福祉サービスや医療(入院)の利用、金銭の管理などの場面で支障を来すケースがでてきている。本人に代わって成年後見人が適切な判断・契約を行うために、本事業にて成年後見人の選任・活動を支援している。
対象(誰を・何を)	知的障害者・精神障害者等、判断能力が不十分な人で、成年後見制度の申立て・利用が困難な人
求める成果(どのような状態にしたいか)	契約や財産管理、身上看護などの様々な場面で、成年後見人が要保護者を見守り、サポートすることで、本人が望む本人らしい生活の実現につなげる。
事業概要	家庭裁判所に対して成年後見制度による審判申立てを行うことは親族等でなければできないこととなり、親族がいない場合は申立てできないことから、市が代わって申立てを行う。また成年後見制度の利用に必要な費用の助成を行う。
実施内容	判断能力が不十分であり、身寄りがいない人について、家庭裁判所に対して成年後見制度による審判申立てを行う。「身寄りがいない」には親族から虐待を受けていて適切な支援が得られない場合も含む。 また経済的理由で、助成を受けなければ制度利用が困難と認められる者に対しては、申立に係る費用と後見人に支払う報酬費用の全部又は一部を助成する。 <実績> 平成27年度:市による申立3件、報酬等費用助成12件 平成28年度:市による申立1件、報酬等費用助成14件

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	2,505	3,426	4,634	
役務費	20	6	236	郵送料、申立て手数料
扶助費	2,485	3,420	4,398	後見人報酬・申立て費用の助成
人件費 B	1,188	1,568	2,762	
職員人工数	0.11	0.11	0.26	
職員人件費	847	880	2,068	
嘱託等人件費	341	688	694	※地域生活支援事業費等補助事業の対象事業であるが、市全体で限度額を上回る実施状況のため、本事業については実質的に一般財源で実施している。
合計 C(A+B)	3,693	4,994	7,396	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他		13		
一般財源	3,693	4,981	7,396	本人費用負担金

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	事業の利用件数							単位	件		
目標・実績	目標値	17	達成年度	—	年度	26年度	15	27年度	15	28年度	15
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input checked="" type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 市民や窓口での制度の周知とともに、相談件数や支援を行った(申立と費用助成)件数は増加傾向にある。相談支援事業所等窓口からの適切な引継ぎが増えるにしたいが、今後さらに伸展するものと考えている。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	社会的な権利擁護意識の高まりから、福祉サービスの契約や銀行での入出金などの生活場面で、判断力の低下した者は成年後見人がなければ利用を拒否されることが一般化してきているなど、必要性は年々高まっている。他の施策・福祉サービスは原則として本人による契約・申請等を前提としている。それらの能力が欠けてしまったものに、能力を付加するのが成年後見人の選任であり、他のサービスによる代替は不可能である。また身寄りがいないもの申立ては実質的に市町村のみ可能であり、本事業の進展が必要である。ただし、後見人の成り手不足といった成年後見制度自体の課題もあり、急速な進展は望めないと思われる。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担見直しの必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	資産があるケースには、成年後見人の就任後に求償するなどの方法で、申立て費用、報酬の両面で、一定の負担を担っていただいている
-----------------	--	---

⑥他自治体比較

他自治体及び国の基準比較	—
--------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	後見の申立ては市長が行うものでもあり、行政による措置的な処遇方法である一面もあるため、行政が主体的に実施することが必要である。なお、本人や親族が行う申立てに対する支援、啓発等成年後見に関する諸事業は、成年後見等支援センターの運営を尼崎市社会福祉協議会に委託するなど、可能な委託を行っている
委託等の可能性		
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	福祉サービス事業所など、既に専門家と独自に連携し成年後見の申立て支援などを行っているものが多い

⑧総合評価

総合評価	維持	法の動向等に併せ、報酬が捻出できない低所得者全体を対象とするなど制度的には整備が進んでいる。制度の周知とともに相談件数・利用件数等は増加しており、相談窓口との連携など今後とも体制の充実を進めていく。市が主に直接関わっている身寄りのないケースについては、弁護士等限られた専門家が後見を受任しているため、件数の増加とともに引き受け手が限界に達しつつあり、ニーズの増加を満たすには引き受け手を確保する対策が必要である。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	成年後見等支援センターを設置し、新たな成年後見の担い手として市民後見の推進を進めており、それらの事業と連携しながら地域社会内の福祉資源の開発などに努めていく。
--------	---

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	重度身体障害者訪問入浴サービス事業費	3A31	事業分類	ソフト事業
根拠法令	障害者総合支援法		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市障害者計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	昭和55年度		項	05 社会福祉費
施策	08 障害者支援		目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-1) 地域での在宅生活を支える。		
局	健康福祉局	課	障害福祉課
所属長名	津田 涼太		

①事業概要

事業実施趣旨	身体の障害や住居の状況等から介助による居宅浴室等での入浴が困難な身体障害者に、移動入浴車を派遣して入浴サービスを提供し、在宅生活を支援する。
対象(誰を・何を)	身体障害者手帳1級又は2級の所持者で、尼崎市重度心身障害者介護手当の支給対象障害者である者、又はその身体の障害の状況が同等である者
求める成果(どのような状態にしたいか)	身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、在宅生活を支援する。
事業概要	居宅に移動入浴車を派遣し、事業者が運びこむ浴槽を用いて入浴の提供を行う。
実施内容	(利用回数) 原則として、週1回 (登録事業所) 3箇所 (実施方法) 市内の社会福祉法人3箇所に委託 (平成28年度利用状況) 利用人数 9人 利用回数481回 (自己負担) 税額等による階層区分にて負担

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	8,242	6,351	7,558	
委託料	8,242	6,351	7,558	
人件費 B	2,667	2,887	4,264	
職員人工数	0.40	0.46	0.42	
職員人件費	2,574	2,812	4,125	
嘱託等件費	93	75	139	
合計 C(A+B)	10,909	9,238	11,822	
C 国庫支出金				地域生活支援事業の対象事業であるが、補助金については、障害者(児)移動支援事業費に全額充当している。
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	10,909	9,238	11,822	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	利用人数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)						単位	人			
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	13	27年度	12	28年度	9

28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った	当該事業の目的から、必ずしも目標値を設定した上で実施する事業ではないが、重度身体障害者の清潔の保持、心身機能の維持等に寄与した。
-----------------	--	--

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	在宅の重度身体障害者の清潔の保持及び心身機能の維持等に効果的であり、また、介護者への支援にもつながるものである。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現在の受益負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	当該事業は、税額等による階層区分に応じた応能負担を求めている、平成24年4月の法改正等に合わせて、その見直しを行った。
----------------	---	---

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	当該事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における地域生活支援事業の対象事業となっていることから、阪神間他都市においても実施しており、その水準に大きな差はない。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	社会福祉法人3箇所にサービスの実施を委託をしているが、サービスの利用決定は市が行う必要がある。																									
委託等の可能性																											
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○	内容	実施主体は市と定められているが、実際のサービス提供は事業者が行う。
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																										
	A	B	C	D	E																						
現状					●																						
将来像					○																						

⑧総合評価

総合評価	維持	重度身体障害者の在宅生活支援の一環として、引き続き適正な事業運営を行っていく。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	委託事業者によって適切なサービス提供が実施されており、引き続き制度の周知を図り事業を実施していく。
--------	---

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	障害者(児)日中一時支援事業費	3A3B	事業分類	ソフト事業
根拠法令	障害者総合支援法		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市障害者計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	平成18年度		項	05 社会福祉費
施策	08 障害者支援		目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-1) 地域での在宅生活を支える。		
局	健康福祉局	課	障害福祉課、障害福祉政策担当、障害者自立支援事業第1・第2担当、疾病対策課
所属長名	津田 涼太、富田 憲幸、塩谷 健一郎、山崎 賢一、針谷 健二		

①事業概要

事業実施趣旨	家族の就労や障害者(児)を日常的に介護している人が一時的な休息を必要とする場合に、障害者(児)の日中活動の場が必要である。														
対象(誰を・何を)	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者若しくは難病であった障害福祉サービスの短期入所事業の支給決定を受けている日中における監護を要する障害者(児)。														
求める成果(どのような状態にしたいか)	障害者(児)を一時的に預かることにより、障害者(児)の日中における活動の場を提供し、障害者(児)の家庭の就労支援及び障害者(児)を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保する。														
事業概要	市が指定した事業所において、日中の見守り及び社会に適応するための日常的な訓練を行う。一時的に見守り等の支援が必要な対象者へ支給決定を行う(必要日数/月)。対象者が支援を受けるに当たり、その支援を行う事業者に対し、当該事業者が受け取るべき給付費を支給する(代理受領)。														
実施内容	<p>(日中一時支援事業所の指定条件)</p> <p>短期入所事業所として指定を受けていること。 (平成28年4月現在指定事業所数) 16箇所(うち、市内7箇所)</p> <p>(内容)</p> <p>日中において監護するものがないため、一時的に見守り等の支援が必要である障害者(児)に、見守り及び社会に適応するための日常的な訓練等を行う。 (平成28年度利用実績)</p> <table border="1"> <tr> <td>年間延べ利用者数(月の利用者数×12月)</td> <td>利用回数</td> </tr> <tr> <td>【身障】35人</td> <td>116回</td> </tr> <tr> <td>【知的】198人</td> <td>736回</td> </tr> <tr> <td>【児童】108人</td> <td>258回</td> </tr> <tr> <td>【精神】0人</td> <td>0回</td> </tr> <tr> <td>合計:341人</td> <td>合計 1,110回</td> </tr> </table>			年間延べ利用者数(月の利用者数×12月)	利用回数	【身障】35人	116回	【知的】198人	736回	【児童】108人	258回	【精神】0人	0回	合計:341人	合計 1,110回
年間延べ利用者数(月の利用者数×12月)	利用回数														
【身障】35人	116回														
【知的】198人	736回														
【児童】108人	258回														
【精神】0人	0回														
合計:341人	合計 1,110回														

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	2,767	2,976	6,734	
扶助費	2,767	2,976	6,734	
人件費 B	9,376	8,959	12,866	
職員人工数	0.94	0.93	0.82	
職員人件費	7,400	7,438	6,540	
嘱託等人件費	1,976	1,521	6,326	
合計 C(A+B)	12,143	11,935	19,600	
C 国庫支出金				地域生活支援事業の対象事業であるが、補助金については、障害者(児)移動支援事業費に全額充当している。
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	12,143	11,935	19,600	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	延べ利用者数 (成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)		単位	人
目標・実績	目標値	—	達成年度	—
			年度	26年度
				372
			27年度	379
			28年度	341
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 引き続き、必要なサービス量の確保に努める。			

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の任意事業(その他の事業)に位置づけられており、障害者(児)のいる家庭を支援するために、必要な事業である。しかし、事業所の指定条件が短期入所事業所となっているため、指定事業所数の少なく、十分な供給体制にあるとは言えず、利用促進が課題となっている。	
---------	---	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	平成24年4月の法改正等に合わせて、利用者負担の見直しを行った。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	当該事業は、障害者総合支援法における地域生活支援事業の対象事業となっていることから、阪神間他都市においても実施しており、その水準に大きな差はない。しかし、他の中核市では、本市では設定していない加算や指定条件等もあり、利用促進を図る上での参考になると考えられる。	
---------------	--	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無	障害者総合支援法第77条に、実施主体は市と定められている。
委託等の可能性	<input checked="" type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	内容
		実施主体は市と定められているが、実際のサービス提供は日中一時支援事業者が行う。

⑧総合評価

総合評価	維持	障害者(児)の家庭を支援するために必要な事業である。しかし、平成29年4月現在で市内事業所が7箇所しかなく、必ずしも利用ニーズに応えられていないのが現状である。そのため、サービス利用の促進に向けた見直しに取り組んでいる。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	障害者に対する日中活動系サービス利用後の時間帯の見守り支援については、課題となっていることから、本事業を活用し、当該サービスの質を確保しつつ、事業所の指定基準の緩和や利用対象者の要件拡大、送迎加算の創設など事業の拡充を行い、課題の解消に向けて利用の促進に繋げていく。
--------	---

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	障害者(児)医療費助成事業費	3A5K	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市福祉医療費の助成に関する条例等		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	昭和48年度		項	05 社会福祉費
施策	08 障害者支援		目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-1) 地域での在宅生活を支える。		
局	健康福祉局	課	福祉医療課
所属長名	今井 雅雄		

①事業概要

事業実施趣旨	本人又はその家庭の医療費における経済的負担及び精神的負担を軽減し、障害のある方が疾病等になった場合でも安心して暮らせる環境をつくるため実施している。
対象(誰を・何を)	健康保険又は後期高齢者医療保険に加入する身体障害者手帳1～3級・知的障害の重度と中度・精神障害者保健福祉手帳1・2級の市民(所得制限あり)
求める成果(どのような状態にしたいか)	医療費の一部を助成することにより、本人又はその家庭の経済的負担及び精神的負担を軽減し、受給者の保健の向上と福祉の増進を図る。
事業概要	身体障害者1～3級、知的障害者IQ50以下及び精神障害者1・2級の市民を対象に、健康保険又は後期高齢者医療保険による医療費(精神障害者は精神疾患による医療費を除く)のうち自己負担分(一部負担金相当額を除く)を助成する。(所得制限あり)
実施内容	<p>・障害者医療費助成事業 健康保険に加入する身体障害者1～3級、知的障害者IQ50以下及び精神障害者1・2級の市民を対象に医療費の一部を助成。(所得制限額:本人の市民税所得割額23万5千円未満) <対象者数・年間助成総件数・年間助成総額(平成28年度のみ)> 平成26-7,067人・157,825件、平成27-6,950人・156,066件、平成28-6,795人・155,357件・1,009,136千円</p> <p>・高齢障害者医療費助成事業 後期高齢者医療保険に加入する身体障害者1～3級、知的障害者IQ50以下及び精神障害者1・2級の市民を対象に医療費の一部を助成。(所得制限額:本人の市民税所得割額23万5千円未満) <対象者数・年間助成総件数・年間助成総額(平成27年度のみ)> 平成26-7,712人・271,631件、平成27-7,695人・273,056件、平成28-7,733人・273,514件・755,298千円</p> <p>【市単独事業】 身体障害者3級、知的障害者2級・精神障害者2級の者、18歳未満の入院負担金無料、本人のみ所得制限あり(県制度は本人・配偶者・扶養義務者の所得制限あり) <平成28年度実績(年間助成総額)>障害者:346,509千円 高齢障害者:239,642千円 <平成29年度当初予算(年間助成総額)>障害者:351,529千円 高齢障害者:240,130千円</p>

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	1,844,011	1,820,406	1,821,197	
需用費	1,069	972	800	受給者証関係等の消耗品費
委託料	54,941	54,992	54,738	事務委託料
扶助費	1,788,001	1,764,435	1,765,570	年間助成総額
役員費		7		
使用料及び賃借料			89	コピー機使用料
人件費 B	16,793	29,365	28,173	
職員人工数	1.04	2.44	2.55	
職員人件費	7,297	18,457	19,397	
嘱託等人件費	9,496	10,908	8,776	
合計 C(A+B)	1,860,804	1,849,771	1,849,370	
C 国庫支出金				
県支出金	549,431	519,114	525,352	障害者(児)医療費補助金(補助率:1/2)
市債				
その他	226,158	213,079	224,099	広域連合高額医療費収入
一般財源	1,085,215	1,117,578	1,099,919	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	1件当たりの医療費助成額※目標・実績の上位が障害者、下段が高齢障害者の数値(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)							単位	円	
目標・実績	目標値	6,650 2,959	達成 年度	29年度	26年度	6,593 2,829	27年度	6,582 2,786	28年度	6,496 2,761
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		1件当たりの医療費助成額が概ね目標値を維持したことから、受給者が負担すべき額(保険診療医療費の1～3割相当額から一部負担金を除いた額)を抑えることができ、本人又はその家庭のさらなる満足度につながった。今後も経済的負担及び精神的負担を軽減するよう安定的な事業を継続するよう努めたい。							

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	障害者は医療機関での受診機会が多く、医療費の一部を助成することによって、本人又はその家庭の経済的負担及び精神的負担を軽減することができる。また、医療費助成を受けることによって安心して医療を受けることができるため、障害者の健康維持に寄与している。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は経済的負担を軽減するものであり、受益者負担を求めることは適正ではない。
-----------------	--	---

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	所得制限と一部負担金を阪神間他都市(芦屋市、西宮市、伊丹市、塚田市、三田市、川西市)と比較すると、所得制限を緩和し、一部負担金は18歳未満が入院負担なしのため、高水準である。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	既に、現物給付の支出経理事務等については、専門的な知識・経験を有する兵庫県国民健康保険団体連合会等へ委託済みであるが、現金給付に関しても、他都市の類似事例を参考にするなどし、担い手のあり方について検討していく。
委託等の可能性		
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	内容 県制度に基づいて事業を実施しており、医療費の助成という観点から見ても、今後も行政が主体となり事業を実施していく必要がある。

⑧総合評価

総合評価	維持	医療費の一部を助成することにより、本人又はその家庭の経済的負担及び精神的負担を軽減するよう今後も事業を安定的に継続させる必要がある。しかし、医療費助成制度の内容が複雑であり、市民へのわかりやすい説明に努め、制度への理解を深めるよう工夫しながら取り組む。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	医療費助成制度に対する理解を深めるために、市民へのわかりやすい説明とこれまでも実施してきた広報誌やホームページでの周知を図る。
--------	---

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	心身障害者(児)対策事業費	3A61
根拠法令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律等	
個別計画	尼崎市障害者計画(評価:有)	
事業開始年度	昭和61年度	
施策	08 障害者支援	

事業分類	法定事業(裁量含む)
会計	01 一般会計
款	15 民生費
項	05 社会福祉費
目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-1) 地域での在宅生活を支える。		
局	健康福祉局	課	障害福祉課、障害福祉政策担当、障害者自立支援事業第1・第2担当
所属長名	津田 涼太、富田 憲幸、塩谷 健一郎、山崎 賢一		

①事業概要

事業実施趣旨	在宅の重度障害者(児)の経済的負担の軽減や社会参加等を促進する。
対象(誰を・何を)	心身に一定の障害を有する者及びそれらを介護する者
求める成果(どのような状態にしたいか)	手当の支給により常時特別な介護を要する者等の経済的負担の軽減、障害児等が必要な介護が得られない場合の介護人の確保、保健衛生の向上並びに介護知識等の普及を促進することで、障害者等の地域生活を支援する。
事業概要	特別障害者手当等支給事業、重度心身障害者(児)介護手当支給事業、在宅心身障害児及び重度知的障害者介護人派遣事業、心身障害者理美容サービス事業、保護者学級 <特別障害者手当等支給事業>【平成28年度決算 206,561,520円】 精神又は身体に著しく重度の障害を有するために、日常生活において常時特別な介護を必要とする方に支給。 経過の福祉手当(新規受付無し) 月額14,480円【平成28年度実績26件】 月額14,460円【平成28年度実績112件】(平成28年4月分から手当額変更) 障害児福祉手当(20歳未満) 月額14,480円【平成28年度実績427件】 月額14,460円【平成28年度実績2,183件】(平成28年4月分から手当額変更) 特別障害者手当(20歳以上) 月額26,620円【平成28年度実績1,030件】 月額26,830円【平成28年度実績5,152件】(平成28年4月分から手当額変更) <重度心身障害者(児)介護手当支給事業>【平成28年度決算3,458,329円】 障害福祉サービス又は介護保険サービスを受けない心身障害者(児)を在宅で介護する者に対し、年に1回(2月)介護手当(年額10万円)を支給する。【平成28年度実績 延べ人数 415人】 <在宅心身障害児及び重度知的障害者介護人派遣事業>【平成28年度決算 51,660円】 保護者が疾病等の事情で心身障害児及び重度知的障害者の介護ができないときに一時的に介護人を確保する。 <心身障害者理美容サービス事業>【平成28年度決算 550,000円】 介護手当の支給を受けている介護者が介護している、重度の障害者(児)に対して理容・美容の出張サービスを実施する。一人あたり、年間4枚のチケットを交付。【平成28年度実績 利用枚数 275枚】 <保護者学級>【平成28年度決算 23,000円】 心身障害者(児)を抱える保護者に対して、心理学者・医師・障害者の施設長等を講師とした講座・講習を実施する。
実施内容	

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	205,916	210,645	211,740	
報償費	138	52	138	介護人謝礼
委託料	691	573	807	理容・美容出張サービス等委託料
扶助費	205,087	210,020	210,795	特別障害者等手当/介護手当
人件費 B	8,032	11,122	6,608	
職員人工数	0.99	1.30	0.73	
職員人件費	7,821	10,397	5,827	
嘱託等人件費	211	725	781	
合計 C(A+B)	213,948	221,767	218,348	(特別障害者手当等)
C 国庫支出金	151,018	155,519	155,508	特別障害者手当等給付費負担金
県支出金	1,958	1,729	1,725	交付事業(国3/4)として実施。
市債				(介護手当)
その他				重度心身障害者(児)介護手当事業
一般財源	60,972	64,519	61,115	(県1/2)として実施。

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	手当支給件数(特別障害者手当) (法定事業であり、適切な成果指標の設定は困難なため活動指標を設定)		単位	件
目標・実績	目標値	—	達成年度	—年度
			26年度	5,904
			27年度	6,078
			28年度	6,182

28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った	今後とも、更なる周知を行い、重度障害者の地域生活の安定を図る。
-----------------	--	---------------------------------

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	特別障害者手当等支給事業は法定事務である。重度心身障害者(児)介護手当支給事業、在宅心身障害児及び重度知的障害者介護人派遣事業、心身障害者理美容サービス事業並びに保護者学級は重度障害者等の日常生活の安定や介護者の負担軽減を図るものであり、必要な事業である。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	事業の性質により、受益者負担を求めることは原則として、適当ではない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間他都市においても、手当支給事務(特別障害者手当・障害児福祉手当・経過の福祉手当・介護手当)については同様の事業を実施されており、概ね同水準である。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	特別障害者手当等においては、特別児童扶養手当の支給に関する法律により実施機関は市と定められている。他の事業のうち、心身障害者理美容サービス事業・保護者学級は委託している。
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域	内容	特別障害者手当等は法定事務であり、他事業も手当の支給が中心である。
	現状	A B C D E	●
	将来像		○

⑧総合評価

総合評価	維持	手当等の支給については、支給対象者が限定されており、また、経過措置的な制度も含まれるため、件数はほぼ横ばい状態にある。障害者手帳の交付手続に合わせて、引き続き制度周知に取り組んでいく。 心身障害者理美容サービス事業については需要があるので引き続き実施していく。 保護者学級については、講演等による情報の提供と保護者間の情報交換の場として必要な事業である。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	手当等の支給に関しては、市民への周知を分かりやすく行うとともに、引き続き現運用にて事業を実施していく。
--------	---

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	在宅重症心身障害児(者)訪問看護支援事業費	3A6P	事業分類	ソフト事業
根拠法令	在宅重症心身障害児(者)訪問看護支援事業実施要綱		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	15 民生費
事業開始年度	平成23年度		項	05 社会福祉費
施策	08 障害者支援		目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-1) 地域での在宅生活を支える。		
局	健康福祉局	課	障害福祉課
所属長名	津田 涼太		

①事業概要

事業実施趣旨	在宅の重症心身障害児(者)で、居宅において継続して療養を受ける必要がある者に係る訪問看護療養費の一部を助成することにより、これらの者の福祉の増進を図る。
対象(誰を・何を)	身体障害者手帳1級かつ療育手帳Aを取得している在宅の重症心身障害児(者)
求める成果(どのような状態にしたいか)	当事業の実施により、保険診療による費用負担が3割から1割へと軽減されるため、重症心身障害児(者)が安心して在宅生活を送ることができる。
事業概要	訪問看護に要した総額から訪問看護療養費として支給される額及びその他給付金を控除した額から、訪問看護に要した総額の100分の10に相当する額を控除した額を助成する。
実施内容	<p><申請の手順></p> <ul style="list-style-type: none"> ○利用者は、いったん医療保険における自己負担額(3割相当)を支払い、領収書を持って窓口へ来所。 ○申請書等の記入 ○利用者の口座に療養費を振り込む <p>例:訪問看護療養費利用料(自己負担額)3万円の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○制度利用前 3万円 自己負担 ↓ ○制度利用後 1万円 自己負担 1万円 県 1万円 市

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	528	245	551	
扶助費	528	245	551	訪問看護療養費利用料助成
人件費 B	396	799	862	
職員人工数	0.05	0.10	0.11	
職員人件費	396	799	862	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	924	1,044	1,413	
C 国庫支出金				
県支出金	264	122	275	在宅重症心身障害児(者)訪問看護支援事業補助金(県1/2)
市債				
その他				
一般財源	660	922	1,138	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	実利用者数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)						単位	人			
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	7	27年度	8	28年度	7

28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った	引き続き制度の周知を図る。
-----------------	--	---------------

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	重症心身障害児(者)の自宅療養においては、訪問看護の利用が必要となる場合があるが、当事者及び扶養義務者の経済的負担も大きいため、負担金の補助は負担軽減に重要な役割を果たすものである。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は、重症心身障害児(者)の在宅医療費を軽減するものである。
-----------------	---	----------------------------------

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間の他都市においても、概ね類似の制度が実施されている。
---------------	-------------------------------

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	訪問看護に係る助成金の支出については、市で行う事務である。																								
委託等の可能性																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○	訪問看護に係る助成金の支出については、市で行う事務である。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状					●																					
将来像					○																					

⑧総合評価

総合評価	維持	引き続き制度周知に取り組んでいく。
------	----	-------------------

⑨改善の方向性

今後の改善策	市民への周知を分かりやすく行うとともに、引き続き現運用にて事業を実施していく。
--------	---

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	障害福祉サービス事業者指定等事業費	3A6X	事業分類	法定事業(裁量含む)
根拠法令	障害者総合支援法		会計	01 一般会計
個別計画			款	15 民生費
事業開始年度	平成23年度		項	05 社会福祉費
施策	08 障害者支援		目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-1) 地域での在宅生活を支える。		
局	健康福祉局	課	障害福祉課
所属長名	津田 涼太		

①事業概要

事業実施趣旨	指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者、基準該当障害福祉サービス事業者、移動支援事業者、日中一時支援事業者の指定等を行う。
対象(誰を・何を)	指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者、基準該当障害福祉サービス事業者、移動支援事業者、日中一時支援事業者及びこれらの事業を行う者
求める成果(どのような状態にしたいか)	事業を行う者に対して、事業所指定等に関する相談や情報提供を行うとともに、法令に基づく適切な事業所指定等を行う。また、実地指導等を行い、適正な事業運営やサービス向上を図る。
事業概要	事業所指定申請書等の受理及び指定等及び事業所管理システムによる台帳への登録及び管理、事業者への実地指導並びに事業所指定等に関する情報の発信を行う。
実施内容	地域主権一括法に基づき平成24年度より障害福祉サービス事業者等の指定等及び実地指導等の業務が県から移譲された(平成23年度は準備期間)。また、平成25年度より県条例に基づき業務管理体制の事務も移譲され、事業者等の管理等を一体的に行うようになった。 平成28年度 ・指定件数 120件 ・実地指導回数 152事業所

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	1,197	1,295	1,469	
旅費		59	125	研修等に係る旅費
需用費	290	329	329	消耗品費の購入
使用料及び賃借料	907	907	1,015	システム及び会場使用料
人件費 B	34,308	34,317	38,413	
職員人工数	3.00	3.00	3.52	
職員人件費	23,775	23,994	28,005	
嘱託等人件費	10,533	10,323	10,408	
合計 C(A+B)	35,505	35,612	39,882	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金	55	164	184	兵庫県移譲事務市町交付金
市債				
その他				
一般財源	35,450	35,448	39,698	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	申請書等(指定、更新、変更、加算、休止、廃止)受理後の処理件数(事業所からの書類提出件数であるため、成果指標の設定は不可)		単位	件
目標・実績	目標値	—	達成年度	—年度
			26年度	2,193
			27年度	2,042
			28年度	2,015
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 適正に業務を行った。			

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	法定事務である。
---------	----------

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	登録手数料の徴収については、事務移譲前における兵庫県の考え方及び他都市の状況を踏まえて見送ったところであるが、将来的には、検討していく必要がある。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	県内では政令市である神戸市、中核市である姫路市及び西宮市が同様の業務を行っている。事業者を管理登録するシステムについては、県、各市とも同じ業者のシステムを使用している。法令に基づく事務であり、条例委任部分についても各市とも県の動向に合わせているため、業務内容に特段の差異は見られない。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無	行政の責任において実施する必要がある(システムの使用を除く)。
委託等の可能性	<input checked="" type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	内容 業務の性格上、行政の責任において実施する必要がある。

⑧総合評価

総合評価	維持	平成24年度より県から移譲された事務である。事業者数や届出書類等の増加により事務量が増加したため、26年度より嘱託職員を2名増し、事務の整理を行いつつ、適正に業務を行った。 制度や専門的な知識を有する職員や、事業所への指導及び監査を強化していくための職員を段階的に増やしていくことが課題となっている。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	・庁内において、事業者指定については介護保険事業担当と、実地指導については法人指導課との共同業務が多いため、引き続き情報を共有する等連携をはかり、適正に業務を行う。また、利用者への適切なサービス提供を確保するため、事業所への指導の強化等に取り組んでいく。 ・第7次地方分権一括法案において、指定障害児通所支援事業者の業務管理体制の整備に関する届出の受理等、中核市への権限移譲が平成31年4月に施行される予定であるため、その準備が必要となる。
--------	---

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	障害者自立支援制度支給関係事業費	3A71	事業分類	ソフト事業
根拠法令	障害者総合支援法		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	15 民生費
事業開始年度	平成18年度		項	05 社会福祉費
施策	08 障害者支援		目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-1) 地域での在宅生活を支える。		
局	健康福祉局	課	障害福祉課、障害福祉政策担当
所属長名	津田 涼太、富田 憲幸		

①事業概要

事業実施趣旨	障害者自立支援制度に関する事務経費
対象 (誰を・何を)	障害者自立支援制度に関する事務経費
求める成果 (どのような状態にしたいか)	障害者自立支援制度の周知を図るとともに、支給決定に必要な調査及び医師意見書の作成並びにサービス費の円滑な支給等を行う。
事業概要	障害福祉サービス支払手数料、障害支援区分認定審査医師意見書作成料、印刷費等消耗品、調査等旅費、自立支援協議会学識経験者謝礼
実施内容	<p>【平成28年度実績(主なもの)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・尼崎市自立支援協議会委員報償費: @10,000×延べ34人 ・障害支援区分認定調査等旅費、研修説明会等旅費 ・障害者自立支援制度にかかる消耗品・印刷費用等 ・認定審査会医師意見書作成手数料: 1,002件 ・国保連合会支払事務委託料: @130×77,661件 (障害福祉サービスの支払審査事務の委託料) ・障害支援区分認定調査等における高速道路使用料 ・国保連合会とのデータ連携用回線使用料・通信料 等

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	19,128	17,364	20,668	
報償費	410	568	1,540	協議会委員報償費
需用費	1,201	1,219	1,216	
役員費	7,592	4,953	6,946	医師意見書作成手数料等
委託料	9,234	10,096	10,210	国保連支支払事務委託料
その他	691	528	756	
人件費 B	52,545	54,722	7,271	
職員人工数	1.20	1.45	0.65	
職員人件費	9,510	11,597	5,170	
嘱託等人件費	43,035	43,125	2,101	
合計 C(A+B)	71,673	72,086	27,939	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	71,673	72,086	27,939	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	障害福祉サービス支払事務委託件数 (成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)					単位	件				
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	55,399	27年度	71,028	28年度	77,661
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った										
障害福祉サービス費の支払に要する経費であることから、特に、目標値は設定しない。											

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	障害者自立支援制度の適正かつ円滑な事業運営のために必要な経費である。障害福祉サービスの支払事務、障害支援区分認定審査及び調査等を円滑に行っている。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	事業実施に伴う事務経費であるため、受益者負担は発生しない。
-----------------	--	-------------------------------

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事務事業等の執行に必要な経費であり、他都市においても同様である。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	障害福祉サービスの支払事務の一部については、国民健康保険団体連合会に委託している。
委託等の可能性		
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	内容 引き続き適正な事務を行っていく。

⑧総合評価

総合評価	維持	障害者自立支援制度の施行後、障害福祉サービスの利用件数は年々増加傾向にあるため、支払審査事務の委託や認定審査会の運営等、適正な事務の執行に努めている。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	年々件数が増加傾向にある請求事務に対応していくため、重複チェックなどを行う請求審査システムを活用するなど、引き続き、適切かつ円滑な制度運営に努めていく。
--------	--

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	社会福祉施設等施設整備費補助金	3A96
根拠法令	社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱	
個別計画	尼崎市障害者計画・障害福祉計画(評価:有)	
事業開始年度	-	
施策	08 障害者支援	

事業分類	補助金・助成金
会計	01 一般会計
款	15 民生費
項	05 社会福祉費
目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-1) 地域での在宅生活を支える。		
局	健康福祉局	課	障害福祉政策担当
所属長名	富田 憲幸		

①事業概要

事業実施趣旨	社会福祉法人等が行う施設整備に要する費用の一部を、国と市が協調して補助することにより、社会福祉施設等の整備を促進し、障害者等の福祉の増進に寄与する。																												
対象(誰を・何を)	社会福祉法人等																												
求める成果(どのような状態にしたいか)	障害者支援施設等に必要な基盤整備の促進及び施設入所者等の福祉の向上を図る。																												
事業概要	生活介護事業所等の法人に対し、防犯カメラ設置等の安全対策を講じる、防犯対策の強化に係る整備費に要する費用の一部を補助する。補助財源としては、国の社会福祉施設等施設整備費補助金を活用。																												
実施内容	<p>○障害者支援施設等における防犯対策の強化に係る整備(平成28年度国補正予算)次に掲げる整備等、障害者支援施設等の防犯対策を強化する工事を対象とする。</p> <p>(1)門、フェンス等の外構等の設置・修繕 (2)非常通報装置等の設置</p> <p style="text-align: right;">(単位:千円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>サービス種別</th> <th>施設数</th> <th>市支出額</th> <th>国庫補助額(2/3)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多機能型</td> <td>1</td> <td>626</td> <td>417</td> </tr> <tr> <td>共同生活援助</td> <td>1</td> <td>1,117</td> <td>744</td> </tr> <tr> <td>生活介護</td> <td>1</td> <td>558</td> <td>372</td> </tr> <tr> <td>放課後等デイサービス</td> <td>3</td> <td>2,708</td> <td>1,805</td> </tr> <tr> <td>児童発達支援事業</td> <td>1</td> <td>227</td> <td>151</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>7</td> <td>5,236</td> <td>3,489</td> </tr> </tbody> </table>	サービス種別	施設数	市支出額	国庫補助額(2/3)	多機能型	1	626	417	共同生活援助	1	1,117	744	生活介護	1	558	372	放課後等デイサービス	3	2,708	1,805	児童発達支援事業	1	227	151	合計	7	5,236	3,489
サービス種別	施設数	市支出額	国庫補助額(2/3)																										
多機能型	1	626	417																										
共同生活援助	1	1,117	744																										
生活介護	1	558	372																										
放課後等デイサービス	3	2,708	1,805																										
児童発達支援事業	1	227	151																										
合計	7	5,236	3,489																										

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	34,050	5,236	0	
負担金補助及び交付金	34,050	5,236		
人件費 B	2,675	3,149	0	
職員人工数	0.34	0.39		
職員人件費	2,675	3,149		
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	168,404	8,385	0	
C 国庫支出金	22,700	3,489		社会福祉施設等施設整備費補助金(補助率2/3)
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	2,675	4,896	0	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	施設整備数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)						単位	箇所			
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	—	27年度	1	28年度	7

28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った	国の補正予算で創設された障害者支援施設等における防犯カメラ設置等の防犯対策の強化に係る整備について、調査により選定された事業者が8箇所のうち、支給基準を満たした7箇所の整備を行った。
-----------------	--	---

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	障害のある人が親元からの自立や入院・入所からの地域生活への移行など、障害者の地域生活の基盤となるグループホームを始めとした社会福祉施設について、消防法改正による消防設備の設置や防犯対策の強化などを含めた施設整備を計画的に進めていくことが必要である。国の補助制度を活用し計画的な施設整備の促進を図るとともに、障害者等の地域生活において安心して生活できる環境を整えていくものである。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	当該事業は、国の「社会福祉施設等施設整備費補助金」により、一部を国の負担により実施している補助事業であり、全国的に同一の事業スキームである。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無																								
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																								
協働の領域	<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○
	市民の領域 ↔ 行政の領域																								
	A	B	C	D	E																				
現状					●																				
将来像					○																				
内容	業務の性格上、行政の責任において実施する必要がある。																								

⑧総合評価

総合評価	<p style="font-size: 2em; font-weight: bold; text-align: center;">拡充</p> <p>平成28年度については、国の補正予算で創設された障害者支援施設等の防犯対策の強化(防犯カメラ設置など)に係る整備補助を実施している。引き続き、国の補助制度を活用して、障害者等が地域で安心して生活できる環境整備に取り組んでいく必要がある。特に入院・入所からの地域生活への移行や障害のある人の保護者の高齢化、「親亡き後」の生活を見据えて、グループホームの開設の促進に向けた支援が必要となっている。</p>
------	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	グループホームの整備促進に向けては、利用(待機)状況や利用ニーズ等を把握し、本市の実態に応じた単独の補助制度の創設や、国の補助制度を活用した社会福祉施設の整備計画を検討するなど、一層の整備促進やサービスの質の向上を目指していく。
--------	--

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	障害者福祉ホーム事業補助金	3A9R	事業分類	補助金・助成金
根拠法令	尼崎市障害者福祉ホーム事業補助金交付要綱		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市障害者計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	平成20年度		項	05 社会福祉費
施策	08 障害者支援		目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-1) 地域での在宅生活を支える。		
局	健康福祉局	課	障害福祉政策担当
所属長名	富田 憲幸		

①事業概要

事業実施趣旨	現に住居を求めている障害者に対し、低額な料金で居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援することを目的として運営する福祉ホームに要する費用の一部を補助する。
対象(誰を・何を)	尼崎市からの入所者を受け入れている施設(福祉ホーム)
求める成果(どのような状態にしたいか)	受入れ施設(福祉ホーム)の適正かつ円滑な運営を図る。
事業概要	現に住居を求めている障害者に対し、低額な料金で居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援することを目的として運営する福祉ホームに要する費用の一部を補助している。
実施内容	<p>障害者の地域生活を支援することを目的として運営する福祉ホームに要する費用の一部を予算の範囲内において補助することにより、福祉ホームの適正かつ円滑な運営を図る。</p> <p>1 対象施設 障害者総合支援法に基づく福祉ホームの設置及び運営に関する基準を満たす福祉ホームを運営する社会福祉法人等 ・精神障害者福祉ホーム 鎌倉荘 3名</p> <p>2 基準額 ・知的障害者福祉ホーム (216,580円+7,350円)×本市入居者月初日在籍延人員/定員 ・精神障害者福祉ホーム 227,670円×本市入居者月初日在籍延人員/定員 ・身体障害者福祉ホーム ・定員5人～9人 3,216,000円÷12月×本市入居者月初日在籍延人員/定員 ・定員10人～19人 3,833,000円÷12月×本市入居者月初日在籍延人員/定員 ・定員20人～29人 5,068,000円÷12月×本市入居者月初日在籍延人員/定員</p>

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	750	573	573	
負担金補助及び交付金	750	573	573	
人件費 B	317	239	268	
職員人工数	0.04	0.03	0.03	
職員人件費	317	239	268	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	1,067	812	841	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				地域生活支援事業の対象事業であるが、補助金は障害者(児)移動支援事業費に全額充当
その他				
一般財源	1,067	812	841	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	入所者数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)					単位	人				
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	4	27年度	4	28年度	3
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		障害者の地域生活を支援することを目的として運営する福祉ホームに要する費用の一部を補助し、施設の安定的な運営がなされている。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	現に住居を求めている障害者に対し、低額な料金で居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援することを目的として運営する福祉ホームに要する費用の一部を補助し、施設の安定的な運営に寄与している。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	地域生活支援事業の実施について(平成18年8月1日 障発第0801002号)に基づき「尼崎市障害者福祉ホーム事業補助金交付要綱」を定め実施している。近隣他都市においても概ね同水準で実施している。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像
内容	福祉ホームを円滑に運営できるよう、補助を行っている。

⑧総合評価

総合評価	維持	現に住居を求めている障害者に対し、低額な料金で居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援することを目的として運営する福祉ホームに要する費用の一部を補助し、施設の安定的な運営及び障害者の福祉の増進に寄与している。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	施設の安定的な運営に寄与するため、今後も引き続き補助を実施していく。
--------	------------------------------------

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	児童福祉施設入所心身障害児利用者負担補助金	3AB1	事業分類	補助金・助成金
根拠法令	児童福祉施設入所心身障害児利用者負担金補助交付要綱		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	15 民生費
事業開始年度	昭和45年度		項	05 社会福祉費
施策	08 障害者支援		目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-1) 地域での在宅生活を支える。		
局	健康福祉局	課	障害福祉課
所属長名	津田 涼太		

①事業概要

事業実施趣旨	心身障害児の療育のために施設利用が必要であるが、扶養義務者の経済的負担も大きい。その軽減を図るために事業を実施するものである。
対象（誰を・何を）	児童福祉施設を利用する児童の扶養義務者
求める成果（どのような状態にしたいか）	施設利用についての経済的負担を軽減し、心身障害児の療育を促進する。
事業概要	児童福祉施設を利用する心身障害児の扶養義務者が納入した費用の2分の1を助成する。
実施内容	<p><対象者> 市内に居住し、次の児童福祉施設を利用する児童の扶養義務者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児入所施設 ・児童福祉法第27条第1項第3号の措置に代えて、医療型障害児入所施設と同様の治療等を行う指定医療機関 <p>・障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）施行前の児童福祉法に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、それ以外の肢体不自由児施設、重症心身障害児施設の指定を受けていた施設</p> <p><補助方法> ・申請があった扶養義務者に対し、施設利用者負担金（食費・光熱費、医療費、日用品費等を除く定率負担額）に2分の1を乗じて得た額を補助する。 ・滞納があった場合は、その額については補助しない。 ・負担金が生じた月から2年を超えたときは、当該月分の申請はできない。</p>

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	3,107	3,064	2,973	
負担金補助及び交付金	3,107	3,064	2,973	
人件費 B	793	1,600	1,723	
職員人工数	0.10	0.20	0.22	
職員人件費	793	1,600	1,723	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	3,900	4,664	4,696	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	3,900	4,664	4,696	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	申請延件数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)					単位	件				
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	893	27年度	687	28年度	599

28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った	対象者には個別に通知している。年度によって施設利用者数に変動がある。
-----------------	--	------------------------------------

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	心身障害児の療育のために施設利用が必要であるが、扶養義務者の経済的負担も大きい。そのため、負担金の補助は負担軽減に重要な役割を果たすものである。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間の他市においても類似の制度が実施されており、概ね同水準である。
---------------	------------------------------------

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無																								
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																								
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状		●				将来像		○			
	市民の領域 ↔ 行政の領域																								
	A	B	C	D	E																				
現状		●																							
将来像		○																							
内容	補助金事業は市で行う事業である。																								

⑧総合評価

総合評価	維持	年度によって施設利用者数に変動があり、対象者数も変動するため、引き続き利用者への周知に取り組んでいく。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	他の制度との整合やサービス利用に係る適正負担の有りか等を検証しながら、引き続き取り組んでいく。
--------	---

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	障害者(児)自立支援事業費	3A11	事業分類	法定事業
根拠法令	障害者総合支援法等		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市障害者計画・障害福祉計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	平成18年度		項	05 社会福祉費
施策	08 障害者支援		目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-1) 地域での在宅生活を支える。		
局	健康福祉局	課	障害福祉課、障害福祉政策担当、障害者自立支援事業第1・第2担当、疾病対策課、生活支援相談課
所属長名	津田 涼太、富田 恵幸、塩谷 健一郎、山崎 賢一、針谷 健二、上野 裕司		

①事業概要

事業実施趣旨	障害者(児)の地域での生活の安定を進め、また、就労等による社会参加及び自己実現を促す。
対象(誰を・何を)	障害者及び障害児
求める成果(どのような状態にしたいか)	障害のある人が社会の中で障害のない人と同じように生活し、活動することができる。
事業概要	障害のある人がホームヘルプや通所サービス等の支援を受けるに当たり、その支援を行う事業者に対し、サービスの提供に係る自立支援給付費等を支給する(法定代理受領)。
実施内容	<p><平成28年度実施内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 介護給付費等事業費(介護給付、訓練等給付、相談支援等): 8,055,258千円 介護給付費等事業費(措置分): 9,028千円 グループホーム等利用家賃補助: 23,806千円

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	7,703,070	8,088,092	8,524,189	
扶助費	7,703,070	8,088,092	8,524,189	介護給付費等事業費等
人件費 B	24,166	57,314	63,091	
職員人工数	2.28	3.64	6.07	
職員人件費	17,696	29,112	48,242	
嘱託等人件費	6,470	28,202	14,849	
合計 C(A+B)	7,727,236	8,145,406	8,587,280	障害者自立支援給付費等負担(補助)金(介護給付等事業)事業として実施(国1/2、県1/4)なお、訪問系サービスについては国庫負担基準が別に定められており、当該基準を所要額が上回っているため、超過負担が生じている。
C 国庫支出金	3,703,543	3,951,685	4,156,606	
県支出金	1,857,355	2,012,640	2,088,653	
市債				
その他		659	180	
一般財源	2,166,338	2,180,422	2,341,841	

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	自立支援医療等事業費	3A1A	事業分類	法定事業
根拠法令	障害者総合支援法等		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市障害者計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	平成18年度		項	05 社会福祉費
施策	08 障害者支援		目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-1) 地域での在宅生活を支える。		
局	健康福祉局	課	障害福祉課、障害者自立支援事業第1・第2担当、地域保健担当、生活支援相談課
所属長名	津田 涼太、塩谷 健一郎、山崎 賢一、堀池 香、上野 裕司		

①事業概要

事業実施趣旨	身体障害者(児)の障害を除去あるいは軽減するために必要な手術や療養介護などにかかる医療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。
対象(誰を・何を)	身体障害者(児)
求める成果(どのような状態にしたいか)	身体障害者(児)の障害を除去あるいは軽減することを目的とした医療の費用助成を行うことで、職業能力を増進するなど、社会生活や日常生活を容易にする。また、病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者の生活の安定を図る。
事業概要	健康保険適用額及び自己負担額等を差し引いた金額の助成を行う。
実施内容	<p>《対象者》</p> <ul style="list-style-type: none"> 【更生医療】18歳以上で身体障害者手帳を有する者 【育成医療】既存疾患を放置する将来において障害を残すと認められる児童 【療養介護医療】療養介護を利用している者 <p>《対象となる障害》</p> <p>(更生医療・育成医療)</p> <p>次の①～⑦の内、医療を行うことにより障害が軽減等されるか、機能の維持が保たれる効果が期待できるもの</p> <p>①肢体不自由 ②視覚障害 ③聴覚・平衡機能障害 ④音声・言語・そしゃく機能障害 ⑤内臓障害(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸及び小腸、肝臓機能によるもの)※更生医療は心臓、じん臓、肝臓機能に限る。⑥ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害⑦先天性の内臓の機能障害(⑤を除く・育成医療のみ)</p> <p>(療養介護医療)</p> <p>病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とするもの</p> <p>①筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害支援区分が区分6の者②筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって、障害支援区分が区分5以上の者</p> <p>《助成内容》</p> <p>(更生医療・育成医療)</p> <p>自己負担額を医療費の1割とする。なお、所得に応じて月額自己負担上限額の設定がある。(療養介護医療)</p>

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	1,318,200	1,425,974	1,517,210	
委託料	496	491	503	診療報酬支払審査委託料
扶助費	1,317,704	1,425,483	1,516,707	自立支援等医療費
人件費 B	11,916	13,200	6,183	
職員人工数	1.47	1.61	0.65	
職員人件費	10,605	11,399	5,142	
嘱託等人件費	1,311	1,801	1,041	
合計 C(A+B)	1,330,116	1,439,174	1,523,393	
C 国庫支出金	659,244	720,623	758,352	
県支出金	335,159	359,684	379,175	
市債				
その他				
一般財源	335,713	358,867	385,866	自立支援医療等事業費負担金事業(国1/2、県1/4)及び自立支援制度関係事業費補助金事業(県3/4)として実施。

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	身体障害者手帳交付事業費	3A6W	事業分類	法定事業
根拠法令	身体障害者福祉法		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	15 民生費
事業開始年度	平成21年度(中核市移行に伴い委譲)		項	05 社会福祉費
施策	08 障害者支援		目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-1) 地域での在宅生活を支える。		
局	健康福祉局	課	障害福祉課
所属長名	津田 涼太		

①事業概要

事業実施趣旨	平成21年度に中核市へと移行したことにより、身体障害者手帳交付事務の実施責任者となった。																												
対象 (誰を・何を)	身体障害者福祉法に定める障害の範囲に該当する身体上の障害を有する者																												
求める成果 (どのような状態にしたいか)	市民に対して適切かつ迅速に、身体障害者手帳を交付する。																												
事業概要	身体障害者福祉法に定める障害の範囲に該当する身体上の障害を有する者に対して身体障害者手帳を交付する。(視覚障害、聴覚障害、音声・言語・そしゃく機能障害、肢体不自由、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう・直腸機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害、肝臓機能障害)																												
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度新規交付件数 18歳未満 25人 18歳以上 1,368人 手帳所持者数(平成29年3月31日時点) 18歳未満 18歳以上 総数 <table border="1"> <tr> <td>1級</td> <td>186人</td> <td>6,839人</td> <td>7,025人</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>52人</td> <td>3,928人</td> <td>3,980人</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>48人</td> <td>4,694人</td> <td>4,742人</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>35人</td> <td>5,188人</td> <td>5,223人</td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>8人</td> <td>1,105人</td> <td>1,113人</td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>17人</td> <td>966人</td> <td>983人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>346人</td> <td>22,720人</td> <td>23,066人</td> </tr> </table>	1級	186人	6,839人	7,025人	2級	52人	3,928人	3,980人	3級	48人	4,694人	4,742人	4級	35人	5,188人	5,223人	5級	8人	1,105人	1,113人	6級	17人	966人	983人	計	346人	22,720人	23,066人
1級	186人	6,839人	7,025人																										
2級	52人	3,928人	3,980人																										
3級	48人	4,694人	4,742人																										
4級	35人	5,188人	5,223人																										
5級	8人	1,105人	1,113人																										
6級	17人	966人	983人																										
計	346人	22,720人	23,066人																										

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	643	636	637	
需用費	643	636	637	手帳カバー等消耗品費
人件費 B	30,011	20,574	33,816	
職員人工数	3.93	3.52	4.29	
職員人件費	25,523	18,842	28,502	
嘱託等人件費	4,488	1,732	5,314	
合計 C(A+B)	30,654	21,210	34,453	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	30,654	21,210	34,453	

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	障害児通所支援等給付費	3D61	事業分類	法定事業
根拠法令	児童福祉法		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市障害者計画・障害福祉計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	平成24年度		項	10 児童福祉費
施策	08 障害者支援		目	05 児童福祉総務費

施策の展開方向	(08-1) 地域での在宅生活を支える。		
局	健康福祉局	課	障害福祉課、障害者自立支援事業第1・第2担当
所属長名	津田 涼太、塩谷 健一郎、山崎 賢一		

①事業概要

事業実施趣旨	障害のある児童がそれぞれの個性を發揮し、その能力を最大限に伸ばす。
対象 (誰を・何を)	障害児
求める成果 (どのような状態にしたいか)	日常生活における基本的な動作指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、理学療法等の機能訓練、その他必要な支援を行うことで、児童の自立が助長される。
事業概要	障害のある児童が児童発達支援(医療型を含む)などを受けるに当たり、その支援を行う事業者に対し、サービス提供にかかる障害児通所支援等給付費を支給する(法定代理受領)。
実施内容	<p><平成28年度実施内容> 障害児通所支援等給付費:1,330,934千円 (児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援)</p>

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	1,098,510	1,330,934	1,513,975	
委託料	13	16	15	審査報酬支払審査委託料
扶助費	1,098,497	1,330,918	1,513,960	障害児通所支援等給付費
人件費 B	21,209	23,076	27,490	障害児通所支援等給付費負担(補助)金として実施
職員人工数	1.90	2.05	1.90	(国1/2、県1/4)
職員人件費	14,809	16,395	15,127	
嘱託等人件費	6,400	6,681	12,363	なお、当該事業は、児童福祉法の改正に伴い、平成24年4月に事業が再編されるとともに、その実施主体が県から市へ移譲された。
合計 C(A+B)	1,119,719	1,354,010	1,541,465	
Cの財源内訳				
国庫支出金	538,619	657,670	756,979	
県支出金	269,309	328,835	378,488	
市債				
その他				
一般財源	311,791	367,505	405,998	

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	指定管理者管理運営事業費(あこや学園)	3J1K	事業分類	施設管理運営
根拠法令	尼崎市立あこや学園の設置及び管理に関する条例			
個別計画	尼崎市障害者計画-障害福祉計画(評価:有) 尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(評価:有)			
事業開始年度	昭和38年度			
施策	08 障害者支援			
会計	01 一般会計			
款	15 民生費			
項	10 児童福祉費			
目	35 あこや学園費			

施策の展開方向	(08-1) 地域での在宅生活を支える。		
局	健康福祉局	課	障害福祉政策担当
所属長名	富田 恵幸		

①事業概要

事業実施趣旨	児童福祉法第43条に規定する福祉型児童発達支援センターとして、市内に居住する1歳6か月以上から就学前までの発達に遅れのある幼児に療育指導を行う。通園バスで送迎し、クラス別、個別療育や保護者集会等を通して園児の成長発達を促すとともに家庭と連携して療育を行っている。
対象(誰を・何を)	知的障害児とその保護者等
求める成果(どのような状態にしたいか)	集団生活を通して園児の社会性をのばし、自立に必要な生活習慣を体得させることで、園児の全面的な成長や発達を促す。
事業概要	指定管理者が管理運営を行うことにより、効果的な施設運営を図り、管理運営経費の削減を行いつつ、サービスの向上を図る。
実施内容	<p>1 実施概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年4月から指定管理者制度を導入 指定期間 平成24年4月1日～平成29年3月31日(5年間)5期目 指定管理者 社会福祉法人 尼崎市社会福祉事業団 <p>2 施設概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 竣工年 平成18年(尼崎市三反田町1丁目1-1) 構造等 鉄骨造2階建て 延べ床面積 965.12㎡、敷地面積 2,275.22㎡ 施設種別: 児童福祉法第43条に基づく、知的障害児通園施設 <p>3 事業内容、実績</p> <p>発達の遅れのある1歳6か月以上から就学前までの幼児の療育施設として通園バスで送迎し、家庭との連携を密にしながらクラス別、個別療育や保護者学習会等を通して園児の全面的な成長、発達を促す。</p> <p>平成29年3月1日現在在籍児童数: 50名</p>

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	134,720	134,595	143,069	
委託料	134,720	134,595	143,069	
人件費 B	1,184	1,245	1,914	
職員人工数	0.08	0.10	0.17	
職員人件費	634	799	1,342	
嘱託等人件費	550	446	572	
合計 C(A+B)	135,904	135,840	144,983	
C 国庫支出金				その他財源は、自己負担金、給食費及び障害児通所支援事業収入を計上。
県支出金				
市債				
その他	93,275	92,664	99,315	
一般財源	42,629	43,176	45,668	

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	指定管理者管理運営事業費(たじかの園)	3K1A	事業分類	施設管理運営
根拠法令	尼崎市立たじかの園の設置及び管理に関する条例			
個別計画	尼崎市障害者計画-障害福祉計画(評価:有) 尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(評価:有)			
事業開始年度	昭和42年度			
施策	08 障害者支援			
会計	01 一般会計			
款	15 民生費			
項	10 児童福祉費			
目	40 たじかの園費			

施策の展開方向	(08-1) 地域での在宅生活を支える。		
局	健康福祉局	課	障害福祉政策担当
所属長名	富田 恵幸		

①事業概要

事業実施趣旨	児童福祉法第43条に規定する医療型児童発達支援センターとして、市内に居住する就学前の肢体不自由児に対して、医師、理学療法士、指導員などの専門職員が診断・検査・観察を行い、それぞれの症状に応じた機能訓練、言語訓練、生活指導、保育などを個別的、集団的に行う。
対象(誰を・何を)	肢体不自由児とその保護者等
求める成果(どのような状態にしたいか)	肢体不自由児が機能訓練や生活指導を受けることで、将来、社会において自立ができるようになることを目指す。また、保護者とともに通園することで、保護者に機能訓練や療育の方針、方法を会得してもらい、家庭においても保護者を中心に実施してもらう。
事業概要	指定管理者が管理運営を行うことにより、効果的な施設運営を図り、管理運営経費の削減を行いつつ、サービスの向上を図る。
実施内容	<p>1 実施概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年4月から指定管理者制度を導入 指定期間 平成24年4月1日～平成29年3月31日(5年間)5期目 指定管理者 社会福祉法人 尼崎市社会福祉事業団 <p>2 施設概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 竣工年 昭和60年(尼崎市三反田町1丁目1-1、教育・障害福祉センター内1階部分) 構造等 鉄筋コンクリート造地下1階地上5階建て 延べ床面積 1,158.11㎡、敷地面積 1,159.65㎡ <p>3 事業内容、実績</p> <p>肢体不自由な児童が保護者とともに通園して、将来、社会において自立ができるよう、保護者に機能訓練や療育の方針・方法を会得してもらい、家庭においても保護者を中心に実施してもらうことを目的としている。</p> <p>平成29年3月1日現在在籍児童数: 34名</p>

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	139,095	142,304	152,159	
委託料	139,095	142,304	152,159	
人件費 B	634	1,245	1,342	
職員人工数	0.08	0.10	0.17	
職員人件費	634	799	1,342	
嘱託等人件費		446		
合計 C(A+B)	139,729	143,549	153,501	
C 国庫支出金				その他財源内訳は、自己負担金、給食費、使用料、手数料及び障害児通所支援事業収入等を計上。
県支出金	4	3	27	
市債				
その他	47,280	51,467	57,273	
一般財源	92,445	92,079	96,201	

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	指定管理関係経費(たじかの園)	3K1G	事業分類	施設管理運営
根拠法令	尼崎市立たじかの園の設置及び管理に関する条例		会計	01 一般会計
個別計画	-		款	15 民生費
事業開始年度	昭和42年度		項	10 児童福祉費
施策	08 障害者支援		目	40 たじかの園費

施策の展開方向	(08-1) 地域での在宅生活を支える。		
局	健康福祉局	課	障害福祉政策担当
所属長名	富田 憲幸		

①事業概要

事業実施趣旨	複合施設である教育・障害福祉センターの光熱水費、消耗品費及び施設維持管理経費を面積按分で負担している。
対象 (誰を・何を)	たじかの園
求める成果 (どのような状態にしたいか)	通園児が快適に施設を利用することができるよう、安全性及び衛生面を確保し、通園児に対する福祉の増進を図る。
事業概要	たじかの園の維持管理を行う。
実施内容	<p>尼崎市立たじかの園における維持管理経費の負担 尼崎市立たじかの園は、複合施設である「教育・障害福祉センター」内にあり、その維持管理経費については、教育総合センター、立花体育館及び身体障害者福祉センターとの占有面積按分にて各々負担している。 (面積按分率)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ たじかの園 17.05% ・ 教育総合センター 49.19% ・ 立花体育館 19.21% ・ 身体障害者福祉センター 14.55%

(このページは白紙です)

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	7,265	6,593	10,368	
需用費	3,151	2,762	5,750	光熱水費、修繕料等
役務費	15	15	21	受水槽等清掃業務手数料
委託料	3,970	3,816	4,597	施設維持管理業務委託料
工事請負費	129			
人件費 B	1,184	799	1,467	
職員人工数	0.08	0.10	0.11	
職員人件費	634	799	895	
嘱託等人件費	550		572	
合計 C(A+B)	8,449	7,392	11,835	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
財源内訳 一般財源	8,449	7,392	11,835	

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	障害者(児)相談支援事業費	3A1R	事業分類	法定事業(裁量含む)
根拠法令	障害者総合支援法		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市障害者計画・障害福祉計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	平成19年度		項	05 社会福祉費
施策	08 障害者支援		目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-2) 適切な支援につなぐための相談の体制を充実する。		
局	健康福祉局	課	障害福祉政策担当、障害者自立支援事業第1・第2担当、疾病対策課
所属長名	富田 憲幸、塩谷 健一郎、山崎 賢一、針谷 健二		

①事業概要

事業実施趣旨	障害福祉サービスの利用支援や権利擁護のための必要な援助とともに、関係機関との連絡調整等を行うことにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営めるよう支援する。
対象(種を-何を)	障害者(児)、障害児の保護者又は障害者(児)の介護を行う者
求める成果(どのような状態にしたいか)	障害者等が自らが希望する場所で、自立した日常生活、社会生活を営むことができるようになる。
事業概要	障害者(児)、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや権利擁護のために必要な援助を行う。また、在宅の障害児(者)の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する療育機能との重層的な連携を図る。
実施内容	<p>【障害者相談支援事業】(相談内容) 福祉サービス利用援助・社会資源活用支援・権利擁護・専門機関の紹介・保健医療など (相談方法) 訪問・来所・電話・その他 (実施方法) 市で直接行うほか、社会福祉法人(6法人・7施設)に委託。 (平成28年度実績) 延相談回数 19,020回</p> <p>【障害児等療育支援事業】(事業の内容) (1)在宅支援訪問療育等指導事業(巡回相談、訪問による健康診査) (2)在宅支援外来療育等指導事業 (3)支援施設一般指導事業 (実施方法) 社会福祉法人(5法人・5施設)に委託。 (平成28年度実績) 在宅支援訪問療育等指導事業 244件 在宅支援外来療育等指導事業 2,004件 施設支援一般指導事業 126件</p>

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	96,731	99,388	112,447	
委託料	96,731	99,388	112,447	
人件費 B	19,159	24,984	30,576	
職員人工数	1.80	2.16	2.58	
職員人件費	13,892	16,795	20,550	
嘱託等人件費	5,267	8,189	10,026	
合計 C(A+B)	115,890	124,372	143,023	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他			451	基金運用収入(市民福祉振興基金)
一般財源	115,890	124,372	142,572	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	委託相談支援事業所における延べ相談回数 (成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)					単位	回			
目標・実績	目標値	—	達成年度	—年度	26年度	17,581	27年度	17,826	28年度	19,020
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		当該事業の目的から判断すると、必ずしも目標値を設定した上で実施する事業ではないが、今後も障害者(児)の様々なニーズに対応できるよう、情報の提供や助言を行っていく。							

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	当該事業は、障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むために、障害者やその保護者、介護者等の多様な相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うことを目的としたものであり、障害者総合支援法における地域生活支援事業に必須事業として位置づけられている。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	相談支援は行政サービスの一環であり、受益者負担を求める性質の事業ではない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	当該事業は、障害者総合支援法における地域生活支援事業の必須事業として実施しており、阪神間の自治体においても、そうした専門の知識やノウハウを持った事業所に委託して実施している。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	障害のある市民等からの相談に応じる一般の相談支援については、行政機関と同様に委託先でも担っているが、権利擁護を実現するための障害福祉サービスの支給決定や措置についての決定権は行政のみである。	
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無		
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域	内容	行政と委託先が連携して事業を実施している。
	現状	A B C D E	●
	将来像		○

⑧総合評価

総合評価	拡充	支援を必要とする人の増加や諸制度の周知・普及により潜在していた相談支援ニーズが顕在化するなど、委託相談支援事業所の延べ相談回数は増加傾向にあり、相談窓口の市民への認知も一定進んでいることから、今後も相談件数の増加が見込まれる。また、相談内容も複雑化かつ専門化していることから、新たな委託先の確保や相談員の知識の向上など、引き続き、相談支援体制の整備が必要となっている。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	増加する相談回数等に対応するため、新たな委託相談支援事業所の確保を検討するとともに、市民への認知がより進むよう効果的な周知に努めていく。また、地域の相談支援体制の強化については、平成29年度に拡充した「基幹相談支援センター等機能強化事業」を市内の社会福祉法人に委託して実施しており、当該センターが持つ機能や業務が円滑に進むよう、関係機関等との協議を進めていく。特に、相談支援事業所の人材育成や連携強化、質の高い計画相談支援の促進が求められているため、委託法人との連携を密に図りながら、研修会や連絡会等を定期的に開催していく。
--------	--

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	重度障害者入院時コミュニケーション支援助成事業費	3A25	事業分類	ソフト事業
根拠法令	障害者総合支援法		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	15 民生費
事業開始年度	平成20年度		項	05 社会福祉費
施策	08 障害者支援		目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-2) 適切な支援につなぐための相談の体制を充実する。		
局	健康福祉局	課	障害福祉課、障害者自立支援事業第1・第2担当
所属長名	津田 涼太、塩谷 健一郎、山崎 賢一		

① 事業概要

事業実施趣旨	発語が困難な重度障害者の入院時において、医師等との意思疎通に必要な支援に要する費用の一部又は全部を助成することで、円滑な診療行為等を得られやすくする。
対象 (誰を・何を)	障害福祉サービス(の内の重度訪問介護)の支給を受けている者のうち、一般的な意思伝達手段(通常会話、筆談など)が困難な者
求める成果 (どのような状態にしたいか)	最重度障害者の入院時における医療従事者との意思疎通を確保することで、安心した入院生活を可能とする。
事業概要	発語が困難などで入院時に医師等との意思疎通が十分に図れない重度障害者が、意思疎通に係る支援を受けた場合、その支援にかかる費用の一部又は全部を助成するもの。
実施内容	<p>(支援内容)</p> <p>重度障害者が入院時において医療従事者との円滑な意思疎通が図れるよう、当該障害者との意思疎通に慣れた者が行うコミュニケーション支援に要する費用を助成する。</p> <p>(助成対象日数、時間)</p> <p>1回の入院につき、入院時から30日を限度とする。総利用時間は200時間以内。</p> <p>(平成28年度実績)</p> <p>利用者数 1人 利用日数 12日 市負担額 90,000円</p>

② 事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	208	90	300	
扶助費	208	90	300	
人件費 B	476	1,440	5,393	
職員人工数	0.06	0.18	0.68	
職員人件費	476	1,440	5,393	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	684	1,530	5,693	
C 国庫支出金				地域生活支援事業の対象事業であるが、補助金については、障害者(児)移動支援事業費に全額充当。
県支出金				
市債				
その他				
財源内訳	684	1,530	5,693	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	利用日数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)						単位	日			
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	4	27年度	16	28年度	12
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		重度障害者(発語困難など)の入院時の安定生活を図るため、今後も必要である。								

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	当該事業は、発語が困難な重度障害者が入院したときに、医師をはじめとする医療従事者との意思疎通の確保を図るため、意思の疎通に熟練した者が本人に代わって意思疎通を行う際、その支援にかかる費用の一部又は全部を助成するものであり、重度障害者が円滑な診療行為等を受けることを支援し、安心した入院生活の確保を図ることを目的として実施している。その必要性は高いと考える。
---------	--

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	重度障害者が入院した場合(家族等の支援がない等)のコミュニケーションを保障するものであり、受益者負担を求めることは適当ではない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	当該事業は、重度障害者が入院した場合(家族等の支援がない等)に限った利用であり、阪神間では、本市、神戸市及び西宮市において、ほぼ同水準で実施している。
---------------	---

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無	障害者総合支援法第77条に、実施主体は市と定められている。																									
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○	内容	実施主体は市と定められているが、実際のサービス提供は障害福祉サービス事業者が行う。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																										
	A	B	C	D	E																						
現状					●																						
将来像					○																						

⑧ 総合評価

総合評価	維持	当該事業は、発語が困難な重度障害者が治療のため入院した際、医師など医療従事者との意思疎通が十分に図れないために、意思の疎通に熟練した者から支援を受けた場合、その支援にかかる費用の一部又は全部を助成するものである。事業内容を踏まえた場合、その必要性は高いことから、引き続き実施していくことは必要である。
------	----	--

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	重度障害者が円滑な診療行為等を受けることを支援する事業であり、その必要性は高く、引き続き現運用にて事業を実施していく。
--------	---

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	心身障害者相談事業費	3A5T	事業分類	ソフト事業
根拠法令	身体障害者福祉法等		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市障害者計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	昭和42年度		項	05 社会福祉費
施策	08 障害者支援		目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-2) 適切な支援につなぐための相談の体制を充実する。		
局	健康福祉局	課	障害福祉政策担当
所属長名	富田 憲幸		

①事業概要

事業実施趣旨	身体障害者又は知的障害者若しくはその家族の相談に応じ、障害のある者の自立及び更生に必要な援助を行い、もって障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。社会的信望があり、かつ障害者の更生援護に熱意と見識を持つ者を相談員として委嘱する。
対象(誰を・何を)	身体障害者、知的障害者及びその保護者
求める成果(どのような状態にしたいか)	心身障害者の相談を受け、必要な指導等を行い障害者の福祉の増進に寄与する。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者地域活動の中核となり、その推進を図る。 ・障害のある者の更生援護に関する相談指導を行う。 ・障害のある者の更生援護につき関係機関の業務に協力する。 ・関係機関との連携を図る。
実施内容	<p>身体障害者相談員39人、知的障害者相談員12人により市内に居住する心身障害者の相談を受ける。</p> <p>平成21年4月以前は、県委嘱の相談員であったが、中核市に移行したことにより尼崎市長が委嘱する。</p> <p>平成28年度の実績としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者相談員の受けた相談の総計は457件 ・知的障害者相談員の受けた相談の総計は50件 <p>平成27年度の実績としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者相談員の受けた相談の総計は471件 ・知的障害者相談員の受けた相談の総計は71件であった。

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	1,038	1,052	1,162	
報償費	932	926	1,053	相談員への謝礼
需用費	86	111	81	消耗品費
役務費	16	15	16	
使用料及び賃借料	4	0	12	研修会会場借上料
人件費 B	793	400	447	
職員人工数	0.10	0.05	0.06	
職員人件費	793	400	447	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	1,831	1,452	1,609	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	1,831	1,452	1,609	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	相談件数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)						単位	件			
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	1,055	27年度	542	28年度	507
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		心身障害者の身近な存在として、相談及び指導を行い、市などの公的機関とのパイプ役を担っている。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	心身障害者に対して、適時、相談及び指導を行い、相談事業の一端を担っている。心身障害者の身近な存在として、相談及び指導を行うことにより、市などの公的機関と結ぶ役割・機能を有している。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現在の受益負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は、身体障害者又は知的障害者若しくは家族の相談に応じ、障害のある者の自立及び更正に必要な援助を行うものであり、負担を求めることは適当でない。
----------------	--	---

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	平成21年4月以前は、県委嘱の相談員であったが、中核市に移行したことにより尼崎市長からの委嘱となる。身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法の規定により、それぞれ設置されるものであり、兵庫県、神戸市と並んで、中核市たる本市、姫路市及び西宮市で実施している。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	知識等豊富な相談員を市が委嘱し、研修等を行いながら事業を運用するのが効果的と考える。																								
委託等の可能性																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状				●		将来像				○		内容 知識等豊富な相談員の協力を得ながら実施している。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状				●																						
将来像				○																						

⑧総合評価

総合評価	維持	相談員各人の知識と経験を活用して、心身障害者に対する相談及び指導を行い、市などの公的機関との橋渡しの役割・機能も有し活動している。
------	-----------	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	相談員の資質向上のために研修会等を実施し、相談事業の充実を図り、より一層行政との連携を深めていく必要がある。
--------	--

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	障害者計画等策定事業費	3A6A	事業分類	法定事業
根拠法令	障害者基本法・障害者総合支援法		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市障害者計画・障害福祉計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	平成8年度		項	05 社会福祉費
施策	08 障害者支援		目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-2) 適切な支援につなぐための相談の体制を充実する。		
局	健康福祉局	課	障害福祉政策担当
所属長名	富田 憲幸		

①事業概要

事業実施趣旨	障害者基本法第11条に基づく「尼崎市障害者計画(第3期)」及び障害者総合支援法第88条に基づく「尼崎市障害福祉計画(第4期)」を策定し、その進捗管理等を行うことで本市における障害者施策の推進を図る。
対象(誰を・何を)	障害者(児)
求める成果(どのような状態にしたいか)	改正障害者基本法の施行(平成23年度)や改正障害者自立支援法・児童福祉法の施行(H23~24)、障害者虐待防止法の施行(平成24年度)、障害者優先調達法の施行(平成25年度)、障害者総合支援法の施行(平成25~26年度)、障害者権利条約の批准(平成26年度)、そして、障害者差別解消法の施行(平成28年度)など、障害者施策については近年で大きく進展しており、それに伴って障害のある人を取り巻く環境や施策等も大きく変化している。このような変化に柔軟に対応していくとともに、本市における障害のある人の実態やニーズに即した施策を総合的・計画的に推進していくため、「尼崎市障害者計画(第3期)・障害福祉計画(第4期)」を策定し、毎年度の進捗管理等を行っていく。
事業概要	平成27年度を計画始期とする「尼崎市障害者計画(第3期)・障害福祉計画(第4期)」については、目指すべき「基本理念」のもとに3つの「重点課題」と9つの「基本施策」を体系付けている。また、本計画の基本理念や重点課題の達成を推進するために、各基本施策に「施策目標」と「活動指標」を設定している。この各施策目標と活動指標の進捗状況等を把握していくことで、本計画の進捗管理を行っていく。
実施内容	本計画の進捗管理等については、評価手法の一つである「PDCAサイクル」を導入して、毎年度の評価等を行い、その結果を公表している。なお、評価等を行う際には、尼崎市社会保障審議会障害者福祉等専門分科会や尼崎市自立支援協議会に意見を聴取するなど、評価の妥当性の検証や必要な改善等についての検討を行っている。 ・尼崎市社会保障審議会障害者福祉等専門分科会 【委員構成】21名 学識経験者:6名、社会福祉事業従事者:12名、市議会議員:3名 【開催回数】2回 ・尼崎市自立支援協議会(※全体会:本計画に関する開催に限る。) 【委員構成】39名 【開催回数】1回

(このページは白紙です)

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	192	149	5,949	
報償費	38	47	359	分科会・部会手話通訳者等謝礼
旅費	30	31	32	
需用費	124	71	200	分科会会議資料
委託料			5,300	
使用料及び賃借料			58	
人件費 B	2,858	446	446	
職員人工数				
職員人件費				
嘱託等人件費	2,858	446	446	委員報酬
合計 C(A+B)	3,050	595	6,395	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	3,050	595	6,395	

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	原爆被爆者バス特別乗車証交付事業費	309N	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市乗合自動車特別乗車証交付条例		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	15 民生費
事業開始年度	昭和44年度		項	05 社会福祉費
施策	08 障害者支援		目	05 社会福祉総務費

施策の展開方向	(08-3) 障害のある人の社会への参加を促進する。		
局	健康福祉局	課	福祉課
所属長名	長江 和仁		

①事業概要

事業実施趣旨	被爆者健康手帳の交付を受けているもの(以下「原子爆弾被爆者」という。)の日常生活の移動を支援し、社会参加の促進を図る。
対象(誰を・何を)	原子爆弾被爆者
求める成果(どのような状態にしたいか)	原子爆弾被爆者の社会参加の促進
事業概要	市内に在住する原子爆弾被爆者に対して、無料でバスに乗車できる特別乗車証を交付する。
実施内容	<p>(平成27年度実績) 交付対象者:335人 交付枚数:172枚 交付率:51.34%</p> <p>(平成28年度実績) 交付対象者:320人 交付枚数:159枚 交付率:49.69%</p>

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	3,704	3,444	3,297	
負担金補助及び交付金	3,704	3,444	3,297	
人件費 B	951	800	3,202	
職員人工数	0.12	0.10	0.41	乗車証IC化業務増による
職員人件費	951	800	3,202	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	4,655	4,244	6,499	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	4,655	4,244	6,499	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	特別乗車証の交付枚数							単位	枚		
目標・実績	目標値	前年度	達成年度	—	年度	26年度	188	27年度	172	28年度	159
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input checked="" type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		被害者健康手帳の所持者の減少に伴い、乗車証の交付枚数も減となっている。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	原子爆弾被爆者は、健常者と比べると、様々な障害があることから日常生活を送る上で、相当のハンディを負っている。それは、移動においても同様であり、健常者に比べ移動手段に対する制限が多いと考えられる。また、低所得の世帯も多くある。このような状況に配慮する中で、市として、今後も引き続き、利用者負担なしの制度を維持・継続していく必要がある。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	市として、今後も引き続き、利用者負担なしの制度を維持・継続していく。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	近隣自治体では、神戸市のみ市内を運行する交通機関(一部を除く)に無料で乗車できる「単独乗車証」を交付している。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無	委託の余地なし																									
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○	内容	行政の判断で行う業務である。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																										
	A	B	C	D	E																						
現状					●																						
将来像					○																						

⑧総合評価

総合評価	維持	市として、今後も引き続き、利用者負担なしの制度を維持・継続していく。
------	-----------	------------------------------------

⑨改善の方向性

今後の改善策	原爆被害者バス特別乗車証については、現行の特別乗車証制度を維持するとともに、平成30年度からIC乗車証を活用した制度とすべく、阪神バス(株)をはじめとした各事業者等と制度運用のあり方等について、協議・調整を進める。
--------	---

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	意思疎通支援事業費	3A20
根拠法令	障害者総合支援法	
個別計画	尼崎市障害者計画・障害福祉計画(評価:有)	
事業開始年度	昭和62年度	
施策	08 障害者支援	

事業分類	法定事業(裁量含む)
会計	01 一般会計
款	15 民生費
項	05 社会福祉費
目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-3) 障害のある人の社会への参加を促進する。		
局	健康福祉局	課	障害福祉政策担当
所属長名	富田 憲幸		

①事業概要

事業実施趣旨	聴覚障害者及び音声又は言語機能障害者及び視覚聴覚重複障害者(盲ろう者)が、公的機関及び医療機関に赴く等社会生活上外出が必要不可欠なときにおいて、適当な付添いが得られない場合に、手話通訳者、要約筆記者又は盲ろう者向け通訳・介助員を派遣することにより、円滑な意思疎通を図り聴覚障害者等の福祉の増進を図る。またその従事者を養成する。
対象(種を・何を)	聴覚障害者、音声・言語機能障害者及び盲ろう者
求める成果(どのよな状態にしたいか)	聴覚障害者等の意思の伝達を確保することにより、地域で安心して生活ができる。
事業概要	聴覚障害者、音声・言語機能障害者及び盲ろう者が公的機関や医療機関に赴く等、社会生活上外出が必要不可欠なとき、事前に登録している対象者に対して手話通訳者又は要約筆記者若しくは盲ろう者向け通訳・介助員を派遣する。また、その手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員を養成する。
実施内容	<p><手話通訳者派遣事業> 昭和62年度開始 あらかじめ登録申請をしている派遣対象者から派遣申請を受け、手話通訳者を派遣する。 (平成28年度実績) 派遣件数 1,041件 派遣時間 1,936時間</p> <p><要約筆記者派遣事業> 平成19年度開始 あらかじめ登録申請をしている派遣対象者から派遣申請を受け、要約筆記者を派遣する。 (平成28年度実績) 派遣件数 221件 派遣時間 440時間</p> <p><手話通訳者養成事業> 昭和62年度開始 市民を対象に、手話通訳者派遣事業で手話通訳者として派遣可能な人材を育成する。 (平成28年度実績) (奉仕員)受講者:37名 修了者:20名 (通訳Ⅱ)受講者:30名 修了者:26名</p> <p><要約筆記者養成事業> 平成24年度開始 市民を対象に、要約筆記者派遣事業で要約筆記者として派遣可能な人材を育成する。 (平成28年度実績) (応用)受講者:3名 修了者:3名</p> <p><盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業> 平成26年度開始 あらかじめ登録申請をしている派遣対象者から派遣申請を受け、盲ろう者向け通訳・介助員を派遣する。 (平成28年度実績) 派遣件数 89件 派遣時間 98時間</p> <p><盲ろう者向け通訳・介助員養成事業> 平成26年度開始 市民を対象に、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業で盲ろう者向け通訳・介助員として派遣可能な人材を育成する。 (平成28年度実績) 受講者:1名 修了者:1名</p>

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	8,773	9,398	10,216	
委託料	8,773	9,398	10,216	
人件費 B	6,807	1,599	4,319	
職員人工数	0.15	0.20	0.28	
職員人件費	1,189	1,599	2,237	
嘱託等人件費	5,618		2,082	
合計 C(A+B)	15,580	10,997	14,535	
C 国庫支出金				地域生活支援事業の対象事業であるが、補助金については、障害者(児)移動支援事業に全額充当。
県支出金				
市債				
その他				
財源内訳	15,580	10,997	14,535	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	派遣件数(手話通訳者及び要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の合計)		単位	件						
目標・実績	目標値	1,385	達成年度	29年度	26年度	946	27年度	1,184	28年度	1,351
28年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 実績は増加傾向にあり、今後も引き続き利用促進に努める。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の必須事業として規定されている。聴覚障害者等にとって通訳者は意思伝達のために不可欠であり、日常生活を支える上で非常に重要である。聴覚障害者等の意思の伝達を確保することにより、行動範囲を拡大するとともに生活の向上を図る上で同制度は非常に有効である。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は、医療機関への受診など日常生活に必要な場面において、聴覚等に障害のある者と無い者とのコミュニケーションを保障するものであり、受益者負担を求めることは適当ではない。
-----------------	--	---

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	手話通訳者や要約筆記者の派遣・養成は、阪神間他都市においてすべて行われており、ほぼ同水準である。また、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣・養成は、兵庫県・政令市・中核市の5団体で合同実施しており、同水準である。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務	既に、手話通訳者派遣事業及び養成事業、要約筆記者派遣事業及び養成事業は尼崎市聴覚障害者福祉協会に、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業及び養成事業については、公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会に委託している。
委託等の可能性	<input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	内容 今後も市民の協力や参加を得ながら行政の主体性のもとに行っていく必要がある。

⑧総合評価

総合評価	拡充 派遣事業については、潜在的な利用ニーズが高く、また、対象とする派遣理由(社会参加活動等に係る外出)の拡充が求められる声が多いが、意思疎通支援者数は横ばい傾向であるため、引き続き、支援者の確保等を検討していく必要がある。
------	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	意思疎通支援の促進については、意思疎通支援者を確保・養成するため、養成講座を各年度で切れ目なく実施するとともに、手話の普及等を目的とする条例の制定に向けて、引き続き協議を進めていく。また、派遣対象の拡充や支援者の確保を検討するなど、事業拡充に受けて取り組んでいく。
--------	--

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	日常生活用具給付等事業費	3A2A	事業分類	法定事業(裁量含む)
根拠法令	障害者総合支援法		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市障害者計画・障害福祉計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	昭和44年度		項	05 社会福祉費
施策	08 障害者支援		目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-3) 障害のある人の社会への参加を促進する。		
局	健康福祉局	課	障害福祉課、疾病対策課
所属長名	津田 涼太、針谷 健二		

①事業概要

事業実施趣旨	障害者(児)及び難病患者に対し、日常生活の便宜を図り、福祉の増進に寄与することを目的とし、日常生活用具の給付、貸与を行う。
対象(誰を・何を)	身体障害者(児)、知的障害者(児)、難病患者
求める成果(どのような状態にしたいか)	日常生活用具の給付等によって、障害者(児)の日常生活の便宜を図り、他者との交流や外出など社会参加を促し、その福祉の増進に寄与する。
事業概要	身体障害者(児)及び知的障害者(児)に対し、尼崎市障害者(児)日常生活用具給付等実施要綱に定める日常生活用具を給付する。なお、市民税額に応じて自己負担額を徴収する。
実施内容	日常生活用具の給付等は、障害種別による。 (例)《視覚》視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用拡大読書器など 《聴覚》聴覚障害者用情報受信装置など 《下肢・体幹》便器、特殊マット、特殊寝台など 《内部》ネブライザー(吸入器)、電気式たん吸引器、ストマ用器具(蓄尿袋・蓄便袋)など ※介護保険法優先。給付種目別に耐用年数あり。また、意見書が必要な場合もある。

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	103,591	116,126	111,587	
扶助費	103,591	116,126	111,587	
人件費 B	13,587	17,658	15,059	
職員人工数	2.06	2.48	2.12	
職員人件費	10,737	15,627	13,810	
嘱託等人件費	2,850	2,031	1,249	
合計 C(A+B)	117,178	133,784	126,646	
C 国庫支出金				地域生活支援事業の対象事業であるが、補助金については、障害者(児)移動支援事業費に全額充当。
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	117,178	133,784	126,646	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	給付件数	単位	件							
目標・実績	目標値	12,730	達成年度	29年度	26年度	9,886	27年度	9,263	28年度	10,136
28年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った									
日常生活用具給付等事業の給付件数は、年々増加傾向にある。今後とも、適正な給付事務に取り組んでいく。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の必須事業として規定されている。障害者の日常生活や社会参加を支える用具の費用助成等を行うもので、必要不可欠なものである。障害者の日常生活に不可欠な用具等の費用負担を行うことで、当該用具により生活面での自立度を高め、社会参加の促進が図られており、有効な施策である。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	現状の受益者負担見直しの必要性 本要綱により、受益者はその負担能力に応じた負担を担うものとされている。(ただし、1割負担の方が低い場合には1割負担とする。)
-----------------	--	--	---

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間他都市においても同様の事業が実施されており、概ね同水準である。
---------------	------------------------------------

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	現状の委託等 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の一部であり、実施主体は市と定められている。
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域 A B C D E	現状 将来像	内容 障害者(児)が自立した日常生活を営むためには、本事業の実施が必要であり、障害者(児)が安心して暮らせる地域社会を実現するためには、市が関与する必要がある。

⑧総合評価

総合評価	維持	毎年、給付件数が増加しており、ニーズの高い事業といえる。今後も、利用者に対して制度の周知に努める。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	迅速かつ適正な給付決定に努め、障害者の日常生活の便宜を図り、他者との交流や外出など社会参加を促すことで、その福祉の増進に寄与する。
--------	---

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	障害者(児)移動支援事業費	3A2K
根拠法令	障害者総合支援法	
個別計画	尼崎市障害者計画・障害福祉計画(評価:有)	
事業開始年度	平成18年度	
施策	08 障害者支援	

事業分類	法定事業(裁量含む)
会計	01 一般会計
款	15 民生費
項	05 社会福祉費
目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-3) 障害のある人の社会への参加を促進する。		
局	健康福祉局	課	障害福祉政策担当、障害者自立支援事業第1・第2担当
所属長名	富田 憲幸、塩谷 健一郎、山崎 賢一		

①事業概要

事業実施趣旨	屋外での移動が困難な障害者又は障害児(以下「障害者等」という。)について、外出時に個別の支援が必要である。																
対象(誰を・何を)	屋外での移動が困難な肢体障害者(児)、視覚障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者(児)及び難病患者(児)																
求める成果(どのような状態にしたいか)	屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促す。																
事業概要	屋外での移動が困難な障害者等が外出に必要な支援を受けるに当たり、その支援を行う事業者に対し、サービス提供に必要な費用を支給する(代理受領)。市は、障害者(児)の社会参加等の状況を勘案して支給量を決定する。																
実施内容	<p>(サービス内容)</p> <p>外出において、障害者等に個別に、見守り、誘導、身体介助等の支援を行う。ただし、通勤、営業活動等の経済的活動に係る外出、通勤等の通年かつ長期に渡る外出及び社会通念上適当でない外出を除く。</p> <p>(平成28年度利用者数等の実績)</p> <table border="1"> <tr> <td>延利用者数(月の利用者数×12月)</td> <td>年間利用時間数</td> </tr> <tr> <td>【身障】6,844人(月平均: 570人)</td> <td>127,683.5時間</td> </tr> <tr> <td>【知的】6,817人(月平均: 568人)</td> <td>158,816.0時間</td> </tr> <tr> <td>【精神】2,541人(月平均: 211人)</td> <td>40,031.5時間</td> </tr> <tr> <td>【難病】19人(月平均: 1人)</td> <td>111.5時間</td> </tr> <tr> <td>【児童】1,287人(月平均: 107人)</td> <td>27,059.0時間</td> </tr> <tr> <td>合計: 17,508人(月平均: 1,459人)</td> <td>合計 353,701.5時間</td> </tr> </table> <p>※重複障害の方については、それぞれの種別で計上されているため、合計利用人数とは異なる。</p>			延利用者数(月の利用者数×12月)	年間利用時間数	【身障】6,844人(月平均: 570人)	127,683.5時間	【知的】6,817人(月平均: 568人)	158,816.0時間	【精神】2,541人(月平均: 211人)	40,031.5時間	【難病】19人(月平均: 1人)	111.5時間	【児童】1,287人(月平均: 107人)	27,059.0時間	合計: 17,508人(月平均: 1,459人)	合計 353,701.5時間
延利用者数(月の利用者数×12月)	年間利用時間数																
【身障】6,844人(月平均: 570人)	127,683.5時間																
【知的】6,817人(月平均: 568人)	158,816.0時間																
【精神】2,541人(月平均: 211人)	40,031.5時間																
【難病】19人(月平均: 1人)	111.5時間																
【児童】1,287人(月平均: 107人)	27,059.0時間																
合計: 17,508人(月平均: 1,459人)	合計 353,701.5時間																

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	1,024,962	1,005,516	901,023	
扶助費	1,024,962	1,005,516	901,023	
人件費 B	16,141	26,170	29,171	
職員人工数	1.90	2.60	2.28	
職員人件費	14,809	20,795	18,127	
嘱託等人件費	5,066	5,375	11,044	
合計 C(A+B)	1,041,103	1,031,686	930,194	
Cの財源内訳				
国庫支出金	413,315	417,440	413,315	地域生活支援事業補助金として
県支出金	206,657	208,720	206,657	実施(国1/2以内、県1/4以内)
市債				
その他				
一般財源	421,131	405,526	310,222	

評価指標	延べ利用者数							単位	人	
目標・実績	目標値	19,980	達成年度	29年度	26年度	17,353	27年度	17,091	28年度	17,508

28年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った	利用実績は依然として高い水準で推移しているものの、児童の利用が放課後等デイサービスに移行している等から、その伸びはやや鈍化傾向にある。
-----------------	---	---

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の必須事業として、障害者等の地域における自立生活及び社会参加に必要な事業である。支給決定にあたっては、障害者等の生活状況や社会参加の状況等を十分に勘案し、また、障害福祉サービスにおける介護給付の支給決定と同様の認定調査を基本として行い、その障害の状況から移動に係る支援が必要であると判断した場合には、必要な支給決定を行ったところであり、障害者等の地域における自立生活及び社会参加の促進に大きく貢献している。	
---------	---	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	平成24年4月の法改正等に合わせて、利用者負担の見直しを行った。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	本事業については、阪神間他都市と比較して事業費が多額であるため、平成24年度にサービス提供事業者を支払う報酬単価区分に係る決定基準について見直しを行ったところであるが、なお、利用者やサービス支給量が多い状況から多額の事業費を要している。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	障害者総合支援法第77条に、実施主体は市と定められている。
--------	---	-------------------------------

協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○	内容 実施主体は市と定められているが、実際のサービス提供は移動支援事業者が行う。
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状					●																					
将来像					○																					

⑧総合評価

総合評価	<p>改善</p> <p>本市の地域生活支援事業の給付費全体をみると、移動支援事業が他の事業に比べて突出して多くなっており、国の「統合補助金」制度の下において、多額の超過負担が生じているため、制度本来のサービスのあり方を含めた適正化に取り組んでいく必要がある。そのため、平成26年11月から自立支援協議会において「移動支援事業に係る支給決定基準(ガイドライン)」の策定に向けた協議を進めている。平成28年度は会議を5回開催し、取りまとめた素案について、利用者や事業者への説明会を開催している。</p>
------	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	移動支援事業ガイドラインについては、引き続き、自立支援協議会で詳細な運用について協議を進めるとともに、窓口職員への研修等を実施し、平成29年度下半期からの運用に向けて環境を整備していく。当該ガイドラインの運用により、事業運営の見直しを図るとともに、基準に即した支給決定や利用者への適切なサービス提供の確保など適正化に取り組んでいく。
--------	--

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	重度身体障害者(児)リフト付自動車派遣事業費	3A2T	事業分類	法定事業(裁量含む)
根拠法令	地域生活支援事業実施要綱		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市障害者計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	平成2年度		項	05 社会福祉費
施策	08 障害者支援		目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-3) 障害のある人の社会への参加を促進する。		
局	健康福祉局	課	障害福祉課
所属長名	津田 涼太		

①事業概要

事業実施趣旨	通常の交通機関を利用することが困難な在宅の重度身体障害者(児)に対し、医療機関等へ赴く場合にリフト付自動車を派遣し、その生活の安定を図る。
対象(誰を・何を)	重度身体障害者(児)
求める成果(どのような状態にしたいか)	リフト付自動車を派遣することにより、日常生活の安定を図る。
事業概要	対象者に尼崎市リフト付自動車派遣登録証を交付し、リフト付自動車派遣費用を助成する。
実施内容	<p><対象者> 次の(1)～(6)すべてに該当する者</p> <p>(1) 市内に住所を有する者</p> <p>(2) 重度身体障害者児(肢体不自由1・2級、肝臓以外の内部障害1級、肝臓機能障害1・2級)</p> <p>(3) 社会福祉施設に入所していない者(通所者は除く。)</p> <p>(4) 尼崎市バス特別乗車証の交付を受けていない者</p> <p>(5) 尼崎市重度心身障害者児福祉タクシーチケットの交付を受けていない者</p> <p>(6) 高齢者移送サービス事業のチケットの交付を受けていない者</p>
	<p><対象事由> 次の各号のひとつに該当する場合</p> <p>(1) 医療機関へ受診等へ行く場合</p> <p>(2) 機能回復訓練施設へ通う場合(社会福祉施設等への通所を除く。)</p> <p>(3) 日常生活上必要不可欠な理由で公的機関へ行く場合(幼稚園、学校等への通園通学を除く。)</p> <p>(4) 社会福祉施設の入所、面接に利用する場合</p> <p>(5) 上記に準じ市長が特に必要と認めた場合</p>
	<p><派遣区域> 尼崎市内。(ただし、市長が特に必要と認めたときは、大阪市、吹田市、豊中市、神戸市、西宮市、伊丹市、宝塚市、芦屋市、川西市、三田市、猪名川町の各市町域に限って派遣する。)</p> <p><派遣方法> 対象者に申請日の属する月から年度の末月までの延月数に4を乗じて得た件数の派遣を行う。(最大48件)</p>

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	23,037	23,307	25,820	
需用費	166	205	218	リフトチケット等印刷製本費
使用料及び賃借料	22,871	23,102	25,602	リフトタクシー使用料
人件費 B	4,631	4,114	5,100	
職員人工数	0.72	0.75	0.77	
職員人件費	4,538	4,039	4,961	
嘱託等人件費	93	75	139	
合計 C(A+B)	27,668	27,421	30,920	
C 国庫支出金				地域生活支援事業の対象事業であるが、補助金については、障害者(児)移動支援事業費に全額充当。
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	27,668	27,421	30,920	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	派遣件数(法定事業であり、適切な成果指標の設定は困難なため活動指標を設定)	単位	件											
目標・実績	<table border="1"> <tr> <th>目標値</th> <th>—</th> <th>達成年度</th> <th>—</th> <th>年度</th> <th>26年度</th> <th>9,519</th> <th>27年度</th> <th>10,910</th> <th>28年度</th> <th>11,002</th> </tr> </table>	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	9,519	27年度	10,910	28年度	11,002		
目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	9,519	27年度	10,910	28年度	11,002				

28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った	引き続き制度の周知を図っていく。
-----------------	--	------------------

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	車いす等を利用する重度身体障害者は、バス・タクシーといった交通機関を利用することが困難であるが、医療機関の受診や日常生活上において必要不可欠な手続等のために公的機関へ行く必要があり、生活の質の向上を図る上で同制度は非常に有効である。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 ■ 無 <input type="checkbox"/> 有 ■ 無	本事業は、障害者(児)が必要不可欠な事情での外出を支援するものであり、受益者負担を求めることは適正ではない。
-----------------	--	--

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	他中核市において類似の制度として、ガソリン費助成事業を実施している市も多くあるが、重度身体障害者(児)の外出支援という観点からすると同水準の事業を行っていると言える。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 ■ 一部 □ 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	民間の福祉タクシー業者にリフト付自動車利用料を支払っている。																										
委託等の可能性																												
協働の領域	<table border="1"> <tr> <th></th> <th colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</th> <th rowspan="2">内容</th> </tr> <tr> <th></th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> </tr> <tr> <th>現状</th> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td rowspan="2">現在は行政主体で事業を進めているが、今後も適正な事業実施に努める。</td> </tr> <tr> <th>将来像</th> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域					内容		A	B	C	D	E	現状				●		現在は行政主体で事業を進めているが、今後も適正な事業実施に努める。	将来像				○		
	市民の領域 ⇄ 行政の領域					内容																						
	A	B	C	D	E																							
現状				●		現在は行政主体で事業を進めているが、今後も適正な事業実施に努める。																						
将来像				○																								

⑧総合評価

総合評価	維持	派遣件数の増加傾向が続いており、利用者への周知も図られていると思われる。引き続き、事業を継続していく。
------	-----------	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	重度身体障害者(児)の社会参加促進のために、他の制度との選択制の中で自身の生活実態にあわせた利用促進を図るべく周知に努める。
--------	--

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	身体障害者更生訓練費給付事業費	3A3A	事業分類	ソフト事業
根拠法令	障害者総合支援法		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	15 民生費
事業開始年度	平成18年度		項	05 社会福祉費
施策	08 障害者支援		目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-3) 障害のある人の社会への参加を促進する。		
局	健康福祉局	課	障害福祉課、障害者自立支援事業第1・第2担当
所属長名	津田 涼太、塩谷 健一郎、山崎 賢一		

①事業概要

事業実施趣旨	身体障害者が就労移行支援・機能訓練サービスを利用する場合に、その訓練に必要な経費を支給し、自立生活に向けた意欲を助長する。														
対象 (誰を・何を)	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している身体障害者のうち、生活保護又は非課税世帯にある者														
求める成果 (どのような状態にしたいか)	就労をするための訓練(就労移行支援)、又は機能回復を図るための訓練(自立訓練)を利用する身体障害者の社会復帰の促進を図る。														
事業概要	対象者が就労又は機能回復のための訓練を行った日数により訓練手当を支給する。また、通所による訓練を受ける場合は、通所に必要な経費を支給する。														
実施内容	<p>(訓練手当等の額)</p> <table border="1"> <tr> <td>訓練手当(月額)</td> <td>訓練15日以上</td> <td>訓練15日未満</td> </tr> <tr> <td>就労移行支援(視覚障害者)</td> <td>14,800円</td> <td>7,400円</td> </tr> <tr> <td>機能訓練(視覚障害者)</td> <td>6,300円</td> <td>3,150円</td> </tr> <tr> <td>就労移行支援・機能訓練</td> <td>3,150円</td> <td>1,500円</td> </tr> </table> <p>通所経費 280円(日額)と実支出額の少ない方(支給状況) 平成28年度 のべ65人</p>			訓練手当(月額)	訓練15日以上	訓練15日未満	就労移行支援(視覚障害者)	14,800円	7,400円	機能訓練(視覚障害者)	6,300円	3,150円	就労移行支援・機能訓練	3,150円	1,500円
訓練手当(月額)	訓練15日以上	訓練15日未満													
就労移行支援(視覚障害者)	14,800円	7,400円													
機能訓練(視覚障害者)	6,300円	3,150円													
就労移行支援・機能訓練	3,150円	1,500円													

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	598	622	760	
扶助費	598	622	760	
人件費 B	2,555	2,079	6,117	
職員人工数	0.24	0.26	0.86	
職員人件費	1,853	2,079	5,839	
嘱託等人件費	702		278	
合計 C(A+B)	3,153	2,701	6,877	
C 国庫支出金				地域生活支援事業の対象事業であるが、補助金については、障害者(児)移動支援事業費に全額充当している。
県支出金				
市債				
その他				
財源内訳 一般財源	3,153	2,701	6,877	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	延べ利用人数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)					単位	人				
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	121	27年度	100	28年度	65
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った										
	当該事業の目的から、必ずしも目標値を設定した上で実施する事業ではないが、身体障害者の社会復帰の促進に寄与した。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	訓練等のサービス利用に係る利用者負担額が生じない低所得世帯等に属する者が、訓練手当を支給されることにより、安定して訓練が継続でき、その自立生活が促進される。	
---------	--	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は、身体障害者の自立生活を促進する目的で実施しており、訓練サービスにかかる利用者負担額が生じない低所得世帯を対象としていることから、受益者負担を求めることは適正でない。
-----------------	--	---

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	本事業は、障害者総合支援法における地域生活支援事業の対象事業となっており、阪神間他都市においては、利用対象者の範囲に差異はあるものの手当等の額は概ね同水準である。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	要件を満たす身体障害者に経済的給付をおこなう事業であるが、市の行う障害福祉サービスの支給決定(法定受託事務)と一体で行われる事務であるため、委託の余地はない。																								
委託等の可能性																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○	内容 実施主体は市と定められている。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状					●																					
将来像					○																					

⑧総合評価

総合評価	維持	身体障害者における訓練利用者のうち生活保護世帯及び非課税世帯が更生訓練費の対象者であり、引き続き訓練手当の需要が見込まれる。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	身体障害者の自立生活を促進するため、引き続き現運用にて事業を実施していく。
--------	---------------------------------------

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	心身障害者(児)スポーツ大会開催事業費	3A3K	事業分類	ソフト事業
根拠法令	地域生活支援事業実施要綱		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市障害者計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	昭和56年度		項	05 社会福祉費
施策	08 障害者支援		目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-3) 障害のある人の社会への参加を促進する。		
局	健康福祉局	課	障害福祉政策担当
所属長名	富田 憲幸		

①事業概要

事業実施趣旨	スポーツを通じて体力の維持、増強及び残存能力の向上を図るとともに、交流の機会を図る。
対象(誰を・何を)	障害者(児)及びその家族・介護者
求める成果(どのような状態にしたいか)	運動競技を通して体力の維持、増強及び残存能力の向上を図るとともに、交流の機会を図る。
事業概要	重度の障害を持っている方にも参加できるようなスポーツ大会を開催する。また、兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会の開催に伴い、スポーツに関心のある障害者をサポートする。
実施内容	<p>1. 尼崎市障害者(児)スポーツ大会 身体障害・知的障害・精神障害のある者を対象に、スポーツ大会を行う。 <平成28年度実施状況> 日時:平成28年9月24日(土)ベコム総合体育館メインアリーナ 参加人数:1,168人(選手533人、家族・施設職員等635人) 競技内容:風船割り、スプーン競走、ハン食い競走、玉入れ等 <平成28年度実績> 411千円</p> <p>2. 第10回兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会 <平成28年度実施状況> 日時:平成28年4月29日(祝)、5月15日(日)、5月21日(土)、5月28日(土)、6月3日(金) 場所:ユニバー記念競技場、県立障害者スポーツ交流館、三木山総合公園、兵庫県立三木総合防災公園 参加人数:33人 競技内容:陸上、水泳、フライングディスク、卓球、サウンドテーブルテニス <平成28年度実績> 20千円</p>

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	413	431	468	
報償費		5	14	
委託料	393	406	434	市スポーツ大会開催委託料
使用料及び賃借料	20	20	20	県スポーツ大会への参加バス借上料
人件費 B	793	1,199	1,342	
職員人工数	0.10	0.15	0.17	
職員人件費	793	1,199	1,342	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	1,206	1,630	1,810	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				地域生活支援事業の対象事業であるが、補助金については、障害者(児)移動支援事業費に全額充当。
その他				
一般財源	1,206	1,630	1,810	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	尼崎市障害者(児)スポーツ大会における参加者数 (成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)				単位	人
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	
			26年度	1,261	27年度	1,196
			28年度	1,168		
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 今後も周知を行い、多くの参加者を募る。					

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	運動競技を通して障害者の体力の維持、増強及び残存能力の向上につながっている。また知的障害者や身体障害者、精神障害者など、障害の異なる者同士の交流を図ることができる。兵庫県内のじぎくスポーツ大会においては、全国障害者スポーツ大会の選考会の役割も兼ね備えており、障害者スポーツに取り組む者にとっては、大きな目標となり、また励みとなっている。障害者スポーツに取り組む者が増加すれば、競技全体のレベルも上がり、障害者スポーツの認知度が上がるとともに、障害者に対して明るい生活の形成に寄与するものと考えられる。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 本事業は、通常スポーツに触れ合う機会の少ない障害者の参加機会の増加に寄与しているものであり、受益者負担を求めることは適当ではない。
-----------------	---

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会に関しては、阪神間の自治体が各々選手団を結成し、選手の派遣に関与している。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	尼崎市障害者(児)スポーツ大会に関しては、尼崎市障害者スポーツ大会実行委員会が運営を行っている。
委託等の可能性		
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	内容 現在、尼崎市障害者(児)スポーツ大会に関しては実行委員会に委託を行っている。

⑧総合評価

総合評価	維持 尼崎市障害者(児)スポーツ大会については、身体障害者・知的障害者・精神障害者が参加している。今後も更に参加者が増加するよう取り組んでいく。
------	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	今後も障害者スポーツに参加する人の増加を図る。
--------	-------------------------

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	自動車運転免許取得・改造助成事業費	3A41	事業分類	ソフト事業
根拠法令	地域生活支援事業実施要綱		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市障害者計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	昭和51年度		項	05 社会福祉費
施策	08 障害者支援		目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-3) 障害のある人の社会への参加を促進する。		
局	健康福祉局	課	障害福祉課
所属長名	津田 涼太		

①事業概要

事業実施趣旨	身体障害者の生活の安定や社会参加の促進を図る。
対象(誰を・何を)	身体障害者
求める成果(どのような状態にしたいか)	身体障害者の就業や行動範囲の拡大などに資することにより、生活の安定や社会参加の促進を図る。
事業概要	身体障害者の運転免許取得や、自身が運転するために必要な自動車の改造費の一部を助成する。
実施内容	<p>◎運転免許取得助成 <対象>市内に住所を有し、身体障害者手帳を受けている身体障害者のうち、自動車を使用することにより、就業の安定、生活の向上、行動範囲の拡大等が見込まれる者であって、道路交通法第98条第1項に規定する指定自動車教習所において技能を習得し、運転免許を新規取得し、その費用を自らの負担で自動車教習所に支払った者。 <助成金額> 自動車運転免許の取得に要した経費の3分の2(千円未満の端数は切捨て)。上限10万円。 <平成28年度実績> 200千円(2件)</p> <p>◎自動車改造助成 <対象>市内に住所を有し、身体障害者手帳を受けている身体障害者のうち、就労等に併い原則として自らが所有し、運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部を改造する必要がある者であって、原則として所持する運転免許証の条件等に改造の必要性が記載されている者。なお、身体障害者(または配偶者もしくは扶養義務者)の所得税課税所得金額(各種所得控除後の額)が、特別障害者手当の限度額を超えないこと。 <助成金額> 上限10万円 <平成28年度実績> 600千円(6件)</p>

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	1,377	800	1,285	平成27年度より自動車改造費助成事業費と自動車運転免許取得費助成事業費を統合
扶助費	1,377	800	1,285	
人件費 B	1,585	799	862	
職員人工数	0.20	0.10	0.11	
職員人件費	1,585	799	862	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	2,962	1,599	2,147	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	2,962	1,599	2,147	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	利用者件数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)					単位	件			
目標・実績	目標値	—	達成年度	毎年度	26年度	17	27年度	14	28年度	8
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った									
	利用実績がある程度一定のペースで推移することから、当面の目標値として定めている。今後とも周知を行い、社会参加の促進に努めたい。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	身体障害者にとって介助を必要とせず、自身の運転で外出が可能になることや、その障害状況に応じた自動車の改造は、社会参加を促進する上で非常に重要である。 身体障害者の就労等を促進し、行動範囲を拡大するとともに生活の向上を図る上で同制度は非常に有効である。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は、本人が費用の3分の1(又は10万円を超えた額)を負担しており、それ以上の受益者負担を求めることは適正ではないと考える。
-----------------	---	--

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	他中核市においても同様の事業が実施されており、概ね同水準である。
---------------	----------------------------------

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務	地域生活支援事業実施要綱により、市町村地域生活支援事業においては、実施主体は市町村としている。
委託等の可能性	<input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域 A B C D E	内容は行政主体で事業を進めており、今後も適正な実施に努める。
現状/将来像	● ○	

⑧総合評価

総合評価	維持 免許の取得や身体状況に応じた自動車改造により、通勤や買物等生活に必要な外出の範囲も広がり、障害者の生活圏拡大に寄与している。件数については、運転免許取得に適した年齢層の手帳取得者が一定範囲内で推移しているため、大きな制度改正がない限り、本制度の利用者に大きな増減はないものとする。
------	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	身体障害者の社会参加促進のために、今後も制度の周知を図る。
--------	-------------------------------

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	差別解消・コミュニケーション支援等検討事業費	3A6B
根拠法令	障害者基本法・障害者差別解消法	
個別計画	尼崎市障害者計画(評価:有)	
事業開始年度	平成28年度	
施策	08 障害者支援	

事業分類	法定事業(裁量含む)		
会計	01	一般会計	
款	15	民生費	
項	05	社会福祉費	
目	07	障害福祉費	

施策の展開方向	(08-3) 障害のある人の社会への参加を促進する。		
局	健康福祉局	課	障害福祉政策担当
所属長名	富田 憲幸		

①事業概要

事業実施趣旨	平成28年4月に施行された障害者差別解消法に基づき、障害のある人に「合理的配慮」を行うことなど、障害者差別解消に向けた取組を行う。また、障害のある人の情報保障やコミュニケーション支援に取り組むことにより、障害のある人の社会参加を促進する。
対象(誰を・何を)	市民等
求める成果(どのような状態にしたいか)	障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。
事業概要	障害者差別に関する相談事例等の共有を図り、差別解消に向けた取組を行っていくため、地域の関係機関で構成する協議会を開催する。また、障害特性に応じたコミュニケーション手段の利用を促進していくため、手話の普及等を目的とする条例の制定に向けた検討協議会を開催する。
実施内容	<p><障害者差別解消に向けた取組></p> <ul style="list-style-type: none"> 職員対応要領を策定し、職員への伝達研修を実施した。 障害者に関する事例の共有や解消に向けた取組を行うため、「障害者差別解消支援地域協議会」を設置した。(平成29年3月30日に開催) 市民、事業者向けの啓発リーフレットを作成した。 <p><コミュニケーション支援等検討事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 手話の普及等を目的とする条例の制定に向けた取組を行うため、「尼崎市手話言語条例検討協議会」を設置した。(平成28年12月15日、平成29年2月10日に開催)

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	0	1,638	2,958	
報償費		140	1,014	
旅費		193	311	
需用費		792	930	
備品購入費		513	653	
使用料及び賃借料			50	
人件費 B	0	3,199	5,168	
職員人工数		0.40	0.56	
職員人件費		3,199	4,474	
嘱託等人件費			694	
合計 C(A+B)	0	4,837	8,126	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	0	4,837	8,126	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	—								単位	—	
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	—	27年度	—	28年度	—
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った										
	障害のある人の情報保障やコミュニケーション支援に関する評価については、コミュニケーション手段の普及等を目的とする市の条例を制定後、障害当事者や関係機関と具体的な取組や指標について検討する。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	障害を理由とする差別を解消して、障害のある人もない人も平等に生活できる社会づくり、障害のある人の社会参加の促進は、障害のある人が、基本的人権を享受する個人として社会や地域で安心して暮らすことができるために、極めて重要且つ必要なことである。また、本事業の実施内容は、障害者差別解消法により、市の責務とされている。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	事業の性質上、受益者負担は想定されていない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	<p><障害者差別解消法関連></p> <p>法令により国及び他自治体に責務が課せられており、阪神間他都市においても同様の事業を実施している。</p> <p><コミュニケーション支援等検討事業></p> <p>近年、全国的に手話言語条例の制定を行う自治体は多く、平成29年4月現在、97自治体で同様の条例が制定されている。阪神間においても、神戸市、宝塚市、三田市、芦屋市で同様の条例を制定している。</p>
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無	パンフレットの作成などの業務について一部委託化が可能。																							
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無																								
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>			市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像				○
	市民の領域 ↔ 行政の領域																								
	A	B	C	D	E																				
現状					●																				
将来像				○																					
内容	市が主体となって取り組むべき事業であるが、幅広い関係機関との協働が不可欠である。																								

⑧総合評価

総合評価	維持	<p>障害者差別解消に向けた取組については、「障害者差別解消支援地域協議会」において、地域の関係機関等のネットワークづくり、地域への啓発方法の検討なども含め、障害者差別の解消に向けた取組を進めていく必要がある。また、職員対応要領については、新規採用職員や新任所属長を対象とした研修の実施等により、引き続き周知を図っていく。</p> <p>手話言語条例の制定に向けた取組については、「尼崎市手話言語条例検討協議会」において、協議を進めていく。また、障害のある人の情報保障やコミュニケーション支援については、条例を制定することや具体的な施策の展開が求められている。</p>
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	<p>差別解消に向けた取組については、「障害者差別解消支援地域協議会」を定期的に開催するほか、パンフレットの活用など地域への啓発に努める。</p> <p>手話言語条例の制定に向けた取組については、平成29年度に制定することができるよう協議を進めていく。</p> <p>また、コミュニケーション支援については、手話言語条例の制定後に手話の周知・啓発を図る取組を検討するとともに、意思疎通支援の更なる充実を図っていくため、その他のコミュニケーションの多様性を保障していく条例の制定についても検討していく。</p>
--------	--

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	重度心身障害者(児)福祉タクシー利用料助成事業費	3A6K
根拠法令	尼崎市重度心身障害者児福祉タクシー利用料助成事業実施要綱	
個別計画	尼崎市障害者計画(評価:有)	
事業開始年度	平成29年度	
施策	08 障害者支援	

事業分類	ソフト事業
会計	01 一般会計
款	15 民生費
項	05 社会福祉費
目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-3) 障害のある人の社会への参加を促進する。		
局	健康福祉局	課	障害福祉課
所属長名	津田 涼太		

①事業概要

事業実施趣旨	重度障害者(児)の生活の安定や社会参加の促進を図る。
対象(誰を・何を)	重度身体障害者(児)・重度知的障害者(児)
求める成果(どのような状態にしたいか)	タクシー利用料の一部を助成することにより、日常生活活動範囲の拡大と社会参加の促進を図る。
事業概要	対象者に尼崎市福祉タクシーチケットを交付し、タクシー利用料の一部を助成する。
実施内容	<p><対象者> 次の(1)～(6)すべてに該当する者</p> <p>(1) 市内に住所を有する者</p> <p>(2) 重度身体障害者児(肢体不自由1級又は2級・肝臓以外の内部障害1級・肝臓機能障害1級又は2級・視覚障害1級又は2級)と重度知的障害者児(療育手帳A)</p> <p>(3) 社会福祉施設に入所していない者(通所者は除く。)</p> <p>(4) 尼崎市バス特別乗車証の交付を受けていない者</p> <p>(5) 尼崎市リフト付自動車派遣事業の登録者でない者</p> <p>(6) 高齢者移送サービス事業のチケットの交付を受けていない者</p> <p><助成方法></p> <p>対象者に申請日の属する月から年度の末月までの延月数に4を乗じて得た枚数のタクシーチケットを一括交付し、チケット1枚あたりの助成額は、1回の乗車につき基本料金相当額とする。</p>

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	45,703	43,299	46,371	
需用費	341	338	370	チケット用紙等消耗品費
使用料及び賃借料	45,362	42,961	46,001	タクシー利用料(基本料金分)
人件費 B	5,950	5,486	7,377	
職員人工数	0.99	1.09	1.16	
職員人件費	5,857	5,411	7,238	
嘱託等人件費	93	75	139	
合計 C(A+B)	51,653	48,785	53,748	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
財源内訳 一般財源	51,653	48,785	53,748	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	助成件数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)						単位	人			
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	76,917	27年度	74,754	28年度	70,800
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った										
	引き続き制度の周知を図ってきたい。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	在宅の重度心身障害者(児)は、通常の交通機関(電車やバス等)を利用することが困難な場合が多く、タクシーなどを活用するケースが多い。しかし、タクシーは他の交通機関に比べ経費が高くなるため、外出を控えるなど、障害者の社会参加を妨げる可能性が高い。そのため、福祉タクシーチケットを助成し、活動範囲の拡大と社会参加の促進をより一層図っていく必要がある。重度心身障害者(児)の行動範囲の拡大と社会参加の促進を図るとともに生活の向上を図る上で同制度は非常に有効である。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	初乗り料金を助成するものであり、それ以上の乗車金額は受益者が負担している。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間他都市においても類似的な事業が実施されており、概ね同水準である。
---------------	-------------------------------------

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	民間のタクシー業者と契約を行い、タクシー利用料の一部(初乗料金相当額)を支払っている。																									
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状				●		将来像				○		内容	今後も、適正な事業実施に努める。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																										
	A	B	C	D	E																						
現状				●																							
将来像				○																							

⑧総合評価

総合評価	維持	リフト付自動車派遣事業、市バス特別乗車証交付事業等との選択制の事業である。今後も利用者への周知を図りながら事業を実施していく。
------	-----------	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	重度心身障害者(児)の社会参加促進のために、他の制度との選択制の中で自身の生活実態に合わせた利用促進を図るべく周知に努める。
--------	--

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	心身障害者(児)対策啓発事業費	3A6T	事業分類	ソフト事業
根拠法令	—		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市障害者計画・障害福祉計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	昭和57年度		項	05 社会福祉費
施策	08 障害者支援		目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-3) 障害のある人の社会への参加を促進する。		
局	健康福祉局	課	障害福祉政策担当
所属長名	富田 憲幸		

①事業概要

事業実施趣旨	障害者週間(12月3日～12月9日(障害者の日:12月3日))にあわせて事業を実施し、障害者問題を広く市民が自らの問題として考え、幅広い社会的な連帯意識をもって解決する。		
対象(誰を・何を)	市民、福祉関係団体、職員、障害者等		
求める成果(どのような状態にしたいか)	障害者問題を広く市民が自らの問題として考え、障害者と健常者と分け隔てなく、暮らせる社会を形成する。		
事業概要	(市民福祉のつどい) 障害者問題に関する国民的な関心を高めるために、12月3日から9日までが「障害者週間」と定められている。それを踏まえて、その時期に障害者問題に関する市民等への啓発事業の一環として「市民福祉のつどい」を開催し、特別催物、バザー等を実施する。		
実施内容	(福祉の手引き) 障害者サービスを記載した「福祉の手引き」を作成し、障害者等に配布する。 市民福祉のつどい(特別催物、バザー等) (参考：平成28年度特別催物の内容) ・吹奏楽演奏(尼崎市立尼崎双星高等学校吹奏楽部) ・ダンス(かがやき) ・和太鼓(尼崎あぜくら作業所) ・マジック(ハッピー浅田) ・大正琴演奏(アマリリス) ・手話と歌(はすの会) ・ダンス(OKUz.danceT) ・漫才(パワータフ) ・お楽しみ大抽選会(パワータフ)		
	年度	平成27年度	平成28年度
	開催日	11月7日(土)	11月12日(土)
	特別催物	場所	橋公園噴水広場 橋公園噴水広場
		人数	約2,000人 約2,000人
		委託料	821,130円 800,000円

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	905	900	2,015	
報償費		5	0	
需用費	84	95	96	心身障害者(児)福祉の手引き
委託料	821	800	1,919	実行委員会委託料
人件費 B	1,189	1,999	2,204	
職員人工数	0.15	0.25	0.28	
職員人件費	1,189	1,999	2,204	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	2,094	2,899	4,219	
C 国庫支出金				
県支出金				地域生活支援事業の対象事業であるが、補助金については、障害者(児)移動支援事業費に全額充当。
市債				
その他				
一般財源	2,094	2,899	4,219	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	「市民福祉のつどい」の参加者数 (成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)							単位	人	
目標・実績	目標値	2,000	達成年度	毎年度	26年度	2,000	27年度	2,000	28年度	2,000
28年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 「市民福祉のつどい」の参加者数は、概ね目標どおりの数値で推移している。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	「市民福祉のつどい」は、毎年、同時期に開催され、障害者等、一般市民にとって、定着したイベントとなっている。また、市民等に障害者問題に関する理解と認識を深める機会を設け啓発を行うために有効である。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直し必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は、障害者問題を広く啓発するものであり、受益者負担を求めることは適切ではない。なお、「市民福祉のつどい」のバザー一店出展者からは、委託先の実行委員会において協力費を徴している。
----------------	--	---

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	「市民福祉のつどい」については、障害者週間(12月3日～12月9日、障害者の日:12月3日)の記念事業としての側面があり、他市においても、この前後に独自の事業を実施している。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	「市民福祉のつどい」については、現在、障害者団体等が参加している実行委員会に委託している。
委託等の可能性		
協働の領域	現状 <input type="checkbox"/> 将来像 <input type="checkbox"/>	A B C D E 現在は実行委員会形式はとっているものの、行政が主体となっている一面がある。今後は、障害者団体等が自主的に運営されることが望まれる。

⑧総合評価

総合評価	拡充	例年、「市民福祉のつどい」については、多数の参加者を得ている。当該イベントに参加することによって、障害者問題に関する市民等への理解と認識を深めるといって貢献している。また、障害者等の社会参加や地域の理解促進を図る他の取組として、「自発的活動支援事業」が地域生活支援事業の必須事業に位置付けられているが、本市では未だ実施できておらず、障害者団体等から事業の実施が求められている。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	「市民福祉のつどい」については、事業効果をより高めるために、障害者やその保護者等からの意見を取り入れながら、効果的な周知方法などイベントの活性化について取り組んできた。平成29年度からは「提案型事業委託制度」を活用し、提案者が「市民福祉のつどい」の企画運営を行うことで、一般の出店者の参加を企画するなど、障害のある人となない人との交流機会を創出して、より一層の相互理解を深めていく。また、自発的活動支援事業については、引き続き、地域における活動状況やニーズ等を把握し、他の活動支援の取組との整理を行うなど事業実施に向けた検討を行う。
--------	--

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	障害者バス特別乗車証交付事業費	3A9D	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市乗合自動車特別乗車証交付条例		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	15 民生費
事業開始年度	昭和44年度		項	05 社会福祉費
施策	08 障害者支援		目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-3) 障害のある人の社会への参加を促進する。		
局	健康福祉局	課	福祉課
所属長名	長江 和仁		

①事業概要

事業実施趣旨	身体障害者(身体障害者手帳1級~4級)、知的障害者、精神障害者(以下「身体障害者等」という。)に特別乗車証を交付することで、身体障害者等の日常生活の移動を支援し、社会参加の促進を図る。
対象(誰を・何を)	身体障害者等
求める成果(どのような状態にしたいか)	身体障害者等の社会参加の促進
事業概要	市内に在住する身体障害者等に対して、無料でバスに乗車できる(障害の程度が重度であるものは介護人も無料で乗車できる。)特別乗車証を交付する。
実施内容	<p><平成27年度実績></p> <p>①身体障害者 交付対象者: 22,426人 交付枚数: 8,875枚 交付率: 39.57%</p> <p>②知的障害者 交付対象者: 4,572人 交付枚数: 1,991枚 交付率: 43.55%</p> <p>③精神障害者 交付対象者: 4,204人 交付枚数: 2,498枚 交付率: 59.42%</p> <p><平成28年度実績></p> <p>①身体障害者 交付対象者: 23,232人 交付枚数: 8,786枚 交付率: 37.82%</p> <p>②知的障害者 交付対象者: 4,444人 交付枚数: 2,131枚 交付率: 47.95%</p> <p>③精神障害者 交付対象者: 4,249人 交付枚数: 2,584枚 交付率: 60.81%</p>

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	209,873	213,764	219,904	
需用費	136	187	0	
負担金補助及び交付金	209,737	213,577	219,904	
人件費 B	13,144	14,715	19,141	
職員人工数	1.93	1.75	2.40	
職員人件費	12,584	12,518	18,499	
嘱託等人件費	560	2,197	642	
合計 C(A+B)	223,017	228,479	239,045	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
財源内訳 一般財源	223,017	228,479	239,045	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	特別乗車証の交付枚数							単位	枚		
目標・実績	目標値	前年度	達成年度	—	年度	26年度	13,213	27年度	13,364	28年度	13,501
28年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った										
	交付対象者の増加に伴い、交付枚数も増加している。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	身体障害者等は、健常者と比べると、様々な障害があることから日常生活を送る上で、相当のハンディを負っている。それは、移動においても同様であり、健常者に比べ移動手段に対する制限が多いと考えられる。また、低所得の世帯も多くある。このような状況に配慮する中で、市として、今後も引き続き、利用者負担なしの制度を維持・継続していく必要がある。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	市として、今後も引き続き、利用者負担なしの制度を維持・継続していく。
-----------------	--	------------------------------------

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間他都市(西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市)において、身体障害者等を対象に、本事業を同内容の制度を実施しているのは、伊丹市である。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外	委託の余地なし																								
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																									
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○	内容 行政の判断で行う業務である。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状					●																					
将来像					○																					

⑧総合評価

総合評価	維持	市として、今後も引き続き、利用者負担なしの制度を維持・継続していく。
------	----	------------------------------------

⑨改善の方向性

今後の改善策	障害者バス特別乗車証制度については、現行の特別乗車証制度を維持するとともに、平成30年度からIC乗車証を活用した制度とすべく、阪神バス(株)をはじめとした各事業者等と制度運用のあり方等について、協議・調整を進める。
--------	---

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	地域活動支援センター事業補助金	3A9Q
根拠法令	障害者総合支援法	
個別計画	尼崎市障害者計画・障害福祉計画(評価:有)	
事業開始年度	平成18年度	
施策	08 障害者支援	

事業分類	補助金・助成金
会計	01 一般会計
款	15 民生費
項	05 社会福祉費
目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-3) 障害のある人の社会への参加を促進する。		
局	健康福祉局	課	障害福祉政策担当
所属長名	富田 憲幸		

①事業概要

事業実施趣旨	在宅の身体障害、知的障害又は精神障害のある者に対し、通所可能な場所に通わせ、創作的活動、生産活動の機会の提供又は社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障害者等の地域生活を支援することを目的として運営する地域活動支援センターに要する費用の一部を補助する。																														
対象(誰を・何を)	地域活動支援センターを開設及び運営する団体																														
求める成果(どのような状態にしたいか)	地域活動支援センターの開設の推進と適切な運営を図ることにより、障害者の地域生活支援に資することを旨とする。																														
事業概要	在宅の身体・知的・精神障害者に対し、自宅から通所可能な場所に通わせ、創作的活動、生産活動の機会の提供又は社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障害者等の地域生活を支援することを目的として運営する地域活動支援センターに要する費用の一部を補助する。																														
実施内容	<p>県の地域活動支援センター基礎的事業実施要綱に基づいた補助交付額に、市独自の基準額※1を加えて補助するとともに、国庫補助対象である機能強化事業に係る加算を加えて補助する。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="3">※1</td> </tr> <tr> <td>市単独加算</td> <td>重度加算費※2</td> <td>@7,980×12月×対象人数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>借上費</td> <td>実額×1/2(上限:50,000円)×12月</td> </tr> <tr> <td></td> <td>開設費</td> <td>実額(上限:2,000,000円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>移転費</td> <td>実額(上限:2,000,000円)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">県基準</td> </tr> <tr> <td></td> <td>管理費 A</td> <td>@5,313,600×(開設月数)/12×本市在住月利用延人数/月利用延人員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>管理費 B</td> <td>@96,890×本市在住者月利用延人数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事業費</td> <td>@8,330×利用(初日在籍)延人数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>交通費</td> <td>(自己負担月額-8,000円)×12月×1/2</td> </tr> </table> <p>Aは、神戸市外に設置の場合。Bは神戸市内、県外に設置の場合。 ※2 重度加算費の対象となる者は、本市在住者で特別障害者手当受給者若しくは、重度心身障害者(児)介護手当受給者の被介護者(障害者)、1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又はこれと同程度の障害のある者をいう。</p>	※1			市単独加算	重度加算費※2	@7,980×12月×対象人数		借上費	実額×1/2(上限:50,000円)×12月		開設費	実額(上限:2,000,000円)		移転費	実額(上限:2,000,000円)	県基準				管理費 A	@5,313,600×(開設月数)/12×本市在住月利用延人数/月利用延人員		管理費 B	@96,890×本市在住者月利用延人数		事業費	@8,330×利用(初日在籍)延人数		交通費	(自己負担月額-8,000円)×12月×1/2
※1																															
市単独加算	重度加算費※2	@7,980×12月×対象人数																													
	借上費	実額×1/2(上限:50,000円)×12月																													
	開設費	実額(上限:2,000,000円)																													
	移転費	実額(上限:2,000,000円)																													
県基準																															
	管理費 A	@5,313,600×(開設月数)/12×本市在住月利用延人数/月利用延人員																													
	管理費 B	@96,890×本市在住者月利用延人数																													
	事業費	@8,330×利用(初日在籍)延人数																													
	交通費	(自己負担月額-8,000円)×12月×1/2																													

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	290,116	286,003	286,386	
負担金補助及び交付金	290,116	286,003	286,386	
人件費 B	1,585	1,199	1,342	
職員人工数	0.20	0.15	0.17	
職員人件費	1,585	1,199	1,342	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	291,701	287,202	287,728	
C 国庫支出金				地域生活支援事業の対象事業であるが、補助金は障害者(児)移動支援事業費に全額充当 県支出金は、心身障害者小規模通所支援事業等補助金(補助率2/10)
県支出金	41,522	39,139	40,125	
市債				
その他				
財源内訳	250,179	248,063	247,603	

評価指標	利用人数	単位	人
目標・実績	目標値 493	達成年度	29年度 26年度 432 27年度 440 28年度 466

28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input checked="" type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った	引き続き、地域生活の安定を図るため必要なサービス量の確保に努める。
-----------------	---	-----------------------------------

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	地域活動支援センターは、障害者支援施設等以外で、在宅の障害者の社会参加及び作業訓練に必要な役割を担っており、その適切な運営を図ることが必要である。また、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の必須事業として位置づけられている。地域活動支援センターの運営費等を補助することにより、地域活動支援センターの運営の円滑化を図り、障害者等の地域生活支援が実現されている。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	「兵庫県地域活動支援センター基礎的事業実施要綱」に準拠し、「尼崎市地域活動支援センター事業補助要綱」を定め事業を実施している。補助金額については、近隣他都市と概ね同水準である。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無

補助金の支出は市の事務である。

協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域	内容	地域活動支援センターを円滑に運営できるよう、補助を行っている。																		
	<table border="1"> <tr> <th></th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		A	B	C	D	E	現状			●			将来像			○				
	A	B	C	D	E																
現状			●																		
将来像			○																		

⑧総合評価

総合評価	維持	地域活動支援センターは障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の必須事業であり、対象者一人一人の障害特性や生活状況に配慮した援助を行うことが可能であるとともに、地域に根ざした障害者の社会参加の拠点という観点からも市の関与が必要であり、今後も継続が必要である。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	日中活動の場を必要とする障害者にとって、地域活動支援センターに対する需要は引き続きあるため、連携する県制度の動向、財政状況を考慮しながら支援のあり方を検討していくことが必要である。
--------	--

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	障害者小規模作業所運営費等補助金	3A9T
根拠法令	尼崎市障害者小規模作業所運営費等補助要綱	
個別計画	—	
事業開始年度	昭和57年度	
施策	08 障害者支援	

事業分類	補助金・助成金
会計	01 一般会計
款	15 民生費
項	05 社会福祉費
目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-3) 障害のある人の社会への参加を促進する。		
局	健康福祉局	課	障害福祉政策担当
所属長名	富田 憲幸		

①事業概要

事業実施趣旨	在宅の身体障害、知的障害又は精神障害のある者に対し、自宅から通所可能な場所に通わせ、障害の程度に応じた日常生活訓練、軽作業等を継続して実施することにより、障害者の自立を図り、社会参加を促進し、その福祉の向上を図ることを目的として実施する小規模作業所に要する費用の一部を補助する。	
対象(誰を・何を)	小規模作業所を開設及び運営する障害者又はその家族が構成する団体	
求める成果(どのような状態にしたいか)	就労が困難な在宅の障害者の自立を図るとともに、生きがいを高め、社会参加を促進し、その福祉の向上を図ることを目指す。	
事業概要	在宅の身体・知的・精神障害者に対し、自宅から通所可能な場所に通わせ、障害の程度に応じた日常生活訓練、軽作業等を継続して実施することにより、障害者の自立を図るとともに、生きがいを高め、社会参加を促進し、その福祉の向上を図ることを目的として実施する小規模作業所に要する費用の一部を補助する。	
実施内容	(補助額) 県の補助金交付要綱に基づいた補助交付額に市独自の基準額を加えて補助する。	
	補助基準	
	管理費(神戸市外に設置の場合)	@5,313,600×開設月数÷12×(当該市町在住者月利用延人員/月利用延人員)
	管理費(神戸市内等に設置の場合)※県外も対象	@96,890×本市在住者月利用延人員
	事業費	@8,330×利用(初日在籍)延人数
	交通費	(自己負担月額-8,000円)×12月×1/2
	市単追加算	
	加算事務費	@210,000×開設月数÷12×本市在住者利用延人員/月利用延人員
	事務改善費	@458,250×開設月数÷12×本市在住者利用延人員/月利用延人員
	重度加算費	@7,980×12月×対象人数
借上費	実額×1/2(上限:50,000円)×12月	
開設費	実額(上限:2,000,000円)	
移転費	実額(上限:2,000,000円)	

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	38,076	33,675	33,700	
負担金補助及び交付金	38,076	33,675	33,700	
人件費 B	1,189	799	895	
職員人工数	0.15	0.10	0.11	
職員人件費	1,189	799	895	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	39,265	34,474	34,595	
C 国庫支出金				
県支出金	6,340	5,696	5,704	
市債				
その他				
一般財源	32,925	28,778	28,891	県支出金は、心身障害者小規模通所援護事業等補助金(補助率2/10)

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	利用人数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)					単位	人				
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	44	27年度	33	28年度	27
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った										
	小規模作業所については、新体系サービスへの移行が課題となっており、数値は減少していくものである。本事業の目的は現にある小規模作業所の運営を支援することで、障害者の日中活動の場を確保しようとする事業であるが、県の制度見直しが行われる中で、市として制度の枠組みを維持しており、作業所からも支援の継続を求められている。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	障害者の親の会などが中心となり、障害者の活動を支える場として設立された小規模作業所はそうした施設がほとんどなかった本市において障害者に日中活動の場を提供するとともに、様々な面で障害者の地域での生活をサポートするなど、本市の障害福祉行政に大きく貢献してきた。しかし、その財政状況はげい弱であり、運営を市の補助金に頼るほかないため、本市障害福祉行政を推進するためにはその円滑な運営を補助金という形で支援することが必要である。小規模作業所の運営費を補助することにより、小規模作業所の運営の円滑化を図り、障害者の自立と社会参加の促進が実現している。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

⑥他自治体比較

他自治体及び国の基準比較	「兵庫県小規模通所援護事業実施要綱」に基づき「尼崎市障害者小規模作業所運営費等補助要綱」を定め補助事業を実施している。補助金額については、他都市と概ね同水準である。
--------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 現状 ● 将来像 ○
内容	補助金の支出は市の事務である。

協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 現状 ● 将来像 ○	内容	小規模作業所を円滑に運営できるよう、補助を行っている。
-------	--------------------------------	----	-----------------------------

⑧総合評価

総合評価	維持 小規模作業所はその運営の多くを本市の補助金収入でまかなっている現状から、小規模作業所の円滑な運営を実現するためには補助金の交付が不可欠であり、今後も施策の継続が必要である。
------	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	日中活動の場を必要とする障害者にとってこうした作業所に対する需要は引き続きあると考えられるため、新体系サービスへの移行を促進していくとともに、連携する県制度の動向、財政状況及び小規模通所援護事業等補助金(補助率2/10)を考慮しながら支援のあり方を検討していくことが必要である。
--------	---

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	障害者就労支援事業費	3AAT	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市障害者就労支援事業実施要綱		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市障害者計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	平成19年度		項	05 社会福祉費
施策	08 障害者支援		目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-3) 障害のある人の社会への参加を促進する。		
局	健康福祉局	課	障害福祉政策担当、障害者自立支援事業第1・第2担当
所属長名	富田 憲幸、塩谷 健一郎、山崎 賢一		

① 事業概要

事業実施趣旨	尼崎市内に居住する障害者に対して、就労に関する相談支援等を行うことにより就労と安定した就労継続を促進し、もって、障害者の自立と社会参加に寄与する。
対象(誰を・何を)	本市在住の障害者であって就労を希望する者等
求める成果(どのような状態にしたいか)	障害者が、自らにあった業務を得て就労し、その就労を継続すること。
事業概要	本市の委託事業として、市内の障害者を対象に就労に係る支援を行う。
実施内容	<p>委託先の社会福祉法人福成会が運営する「尼崎市就労・生活支援センターみのり」において、当該事業を実施している。</p> <p>【支援項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 就労相談 就労準備訓練及び職場実習支援 就労支援 就労定着支援 就労生活支援 職域開発 関係機関との連絡及び調整 その他就労支援の目的を達成するために必要な事業 <p>平成28年度新規登録者数・・・88人</p>

② 事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	21,693	21,711	27,463	
委託料	21,693	21,711	27,463	
人件費 B	9,658	13,375	15,552	
職員人工数	1.25	1.07	1.21	
職員人件費	9,658	8,558	9,654	
嘱託等人件費		4,817	5,898	
合計 C(A+B)	31,351	35,086	43,015	
C 国庫支出金				地域生活支援事業の対象事業であるが、補助金は障害者(児)移動支援事業費に全額充当
県支出金				
市債				
その他	140	93	140	
内訳 一般財源	31,211	34,993	42,875	基金運用収入(市民福祉振興基金)

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	委託就労支援機関を通じた就労者数							単位	人	
目標・実績	目標値	45	達成年度	29年度	26年度	30	27年度	36	28年度	44
28年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った									
「尼崎市就労・生活支援センターみのり」を通じた一般就労者数は、年々増加傾向にある。										

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	就労は自立生活を営むための手段であるとともに、社会参加・社会貢献の促進や本人の生きがいづくりにもつながるなど、障害者が地域で生活していく上で重要なものであることから、それに向けた支援に取り組む必要がある。また、障害者の就労については、自らの適性に合った業務、作業を選定する必要がある。就労先においても適切な支援方法を理解していただくことが大切である。
---------	---

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	事業の性質から、受益者に負担を求めることは適当ではない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	本事業は、市の直営であった知的障害者福祉作業所「みのり園」を平成19年4月に廃止した際、過去から行ってきた知的障害者に対する就労支援施策を継続させる必要があるとして、社会福祉法人福成会が設置する知的障害者就労支援センター「みのり」の運営を補助してきたものである。また、近隣の各市において市内の社会福祉法人に事業委託を行い就労に係る相談支援に取り組んでいる中で、本市においても平成24年度から、補助事業から委託事業へと転換して、体制の充実を図るとともに、身体障害者及び精神障害者も対象としてきた。さらに平成25年度からは難病の人も対象として事業を展開している。
---------------	---

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	平成24年度より社会福祉法人福成会に委託しているが、就労に向けた課題解決については、市や相談支援事業者との密接な連携を必要とする場合もある。																									
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状		●				将来像		○				内容	社会福祉法人福成会に委託して実施する。
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																										
	A	B	C	D	E																						
現状		●																									
将来像		○																									

⑧ 総合評価

総合評価	<p>拡充</p> <p>障害者就労支援事業を実施する「尼崎市障害者就労・生活支援センターみのり」を通じた就労者数は増加傾向にあり、併せて、継続的な支援を必要とする人も増え続けている。さらに、法定雇用率の引上げや就職後の定着支援の制度普及等によって、今後も就労希望者の増加が予想されるため、増加する支援者やそのニーズに対応していく必要がある。</p> <p>また、障害者の就労機会の提供については、市役所内での職場体験や就労実習を行う「障害者就労チャレンジ事業」を実施するほか、障害者就労支援施設の利用者の工賃向上に資するため、自立支援協議会による継続的な企業イベントへの出店や店内販売「尼うえるフェア」の定期的な開催を支援している。これらの取組については一定の成果があがっていることから、より効果的・安定的な支援を検討していく必要がある。</p>
------	---

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	障害者就労支援事業については、引き続き、雇用先の開拓や確保、企業との橋渡し等、就労・定着に向けた支援が必要となる。そのため、平成29年度より就労支援員を1名増員し、特に就労定着に向けた支援の充実を図るとともに、市内の就労支援事業所とのネットワーク会議を定期的に開催するなど、一層の連携に取り組む。また、障害者の就労機会の提供については、より効果的・安定的な支援ができるよう、既存事業・取組の拡充や販路開拓等の事業実施に向けた検討を行っていく。
--------	---

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業費	3D69
根拠法令	兵庫県軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱	
個別計画	尼崎市障害者計画(評価:有)	
事業開始年度	平成25年度	
施策	08 障害者支援	

事業分類	ソフト事業
会計	01 一般会計
款	15 民生費
項	10 児童福祉費
目	05 児童福祉総務費

施策の展開方向	(08-3) 障害のある人の社会への参加を促進する。		
局	健康福祉局	課	障害福祉課
所属長名	津田 涼太		

①事業概要

事業実施趣旨	身体障害者手帳の交付対象者に該当しない軽・中度難聴児が補聴器を装着することで、早期における言語の発達やコミュニケーションの能力取得につなげる。
対象(誰を・何を)	身体障害者手帳の交付対象者に該当しない軽・中度難聴児で補聴器等が必要な児童。
求める成果(どのような状態にしたいか)	軽・中度難聴児の補聴器購入費等の負担軽減を図るため、その経費の一部を助成する。
事業概要	軽・中度難聴児の補聴器購入費等の一部を助成し、早期において言語の発達やコミュニケーション能力を取得させることにより、健全な発育を支援し、もって福祉の増進に資する。
実施内容	<p><対象>次の(1)～(5)すべてに該当する者</p> <p>(1)保護者等が尼崎市内に住所を有すること。</p> <p>(2)申請日が、0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあること。</p> <p>(3)原則、聴力レベルが30デシベル以上で、身体障害者手帳の交付対象者とならないこと。</p> <p>(4)医師が補聴器の装着を必要と認めていること。</p> <p>(5)保護者等の市民税所得割税額が23万5千円未満であること。</p> <p><自己負担> 補聴器の種類により助成限度額があり、それを超える額は自己負担となる。</p> <p><平成28年度実績> 184千円(4件)</p>

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	360	184	536	
扶助費	360	184	536	
人件費 B	79	79	431	
職員人工数	0.01	0.01	0.05	
職員人件費	79	79	431	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	439	263	967	
C 国庫支出金				
県支出金	180	92	268	県支出金は軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業費補助金
市債				
その他				
財源内訳 一般財源	259	171	699	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	助成件数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)						単位	件			
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	8	27年度	9	28年度	4
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った										
	平成25年度下半期の開始であり、今後とも周知を行うことで、利用促進を図る。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	身体障害者手帳の交付対象者に該当しない軽・中度難聴児が補聴器を利用することは、言語の発達やコミュニケーション能力の取得に有益であるが、保護者等の経済的負担も大きい。購入費用の一部助成は負担軽減に重要な役割を果たすものである。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は、軽・中度難聴児の補聴器等購入に伴う保護者等の負担を軽減するものである。
-----------------	---	--

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間他都市においても同様の事業が実施されており、同水準である。
---------------	----------------------------------

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	実施主体は市町村としている。																								
委託等の可能性																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○	内容は行政主体で事業を進めており、今後も適正な実施に努める。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状					●																					
将来像					○																					

⑧総合評価

総合評価	維持	身体障害者手帳の交付対象者に該当しない軽・中度難聴児が補聴器を利用することは、言語の発達やコミュニケーション能力の取得に有益であるが、保護者等の経済的負担も大きい。購入費用の一部助成は負担軽減に重要な役割を果たすものであることから、引き続き周知に取り組んでいく。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	身体障害者手帳の交付対象となる障害程度ではないため、事業の周知が困難である。小学校の難聴児特別支援教室へ情報提供するなど、周知方法について工夫していく。
--------	--

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	補装具交付・修理事業費	3A1K	事業分類	法定事業
根拠法令	障害者総合支援法		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市障害者計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	昭和25年度		項	05 社会福祉費
施策	08 障害者支援		目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-3) 障害のある人の社会への参加を促進する。		
局	健康福祉局	課	障害福祉課、疾病対策課
所属長名	津田 涼太、針谷 健二		

①事業概要

事業実施趣旨	身体障害者(児)及び難病患者の失われた身体機能を補完・代替するために必要な補装具の交付・修理費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。
対象(誰を・何を)	障害者、障害児、難病患者のうち、更生相談所、指定医療機関に補装具の必要を認められた者
求める成果(どのような状態にしたいか)	補装具費を支給することにより、補装具の使用が容易となり、障害者(児)及び難病患者の日常生活及び社会生活が容易になる。
事業概要	身体障害者(児)及び難病患者の失われた機能を補完・代替するために必要とする、器具の交付・修理費用を助成する。
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者福祉法第20条に基づき、補装具の現物給付が実施された。 平成12年4月介護保険導入に伴い、介護保険給付が優先された。 平成18年4月自立支援法が施行。 平成18年10月施行分に補装具費支給制度が新たに定められる。 原則、補装具の購入費又は修理費が1割負担になる。他法(介護保険、労災等)が優先される。 平成25年4月総合支援法が施行。難病患者(政令に定める疾病に限る)も給付対象となる。 <p>補装具の給付等は、障害種別(難病患者の場合は状態)による。 (例) 《視覚》義眼・眼鏡・盲人安全杖など 《聴覚》補聴器 《下肢・体幹》(電動)車椅子・座位保持装置・義足・下肢装具・歩行器・歩行補助つえなど 《上肢》義手・上肢装具 《音声言語・両上下肢》重度障害者用意思伝達装置</p>

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	102,968	91,087	97,484	
扶助費	102,968	91,087	97,484	
人件費 B	15,143	16,285	14,757	
職員人工数	2.15	2.43	2.08	
職員人件費	14,676	15,742	14,063	
嘱託等人件費	467	543	694	
合計 C(A+B)	118,111	107,372	112,241	
C 国庫支出金	61,572	52,105	48,742	障害者自立支援給付費等国庫負担(補助)金事業(国1/2、県1/4)として実施。
県支出金	28,684	26,241	24,371	
市債				
その他				
財源内訳 一般財源	27,855	29,026	39,128	

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	身体障害者福祉センター指定管理者管理運営事業費	3A7S	事業分類	施設管理運営
根拠法令	身体障害者福祉法		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市障害者計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	昭和60年度		項	05 社会福祉費
施策	08 障害者支援		目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-3) 障害のある人の社会への参加を促進する。		
局	健康福祉局	課	障害福祉政策担当
所属長名	富田 憲幸		

①事業概要

事業実施趣旨	身体障害者福祉法第31条に基づく施設であり、身体障害者に対して各種の相談に応じるとともに、機能訓練、教養の向上、レクリエーション、社会との交流の促進などを図る。
対象(誰を・何を)	市内に居住する心身障害者
求める成果(どのような状態にしたいか)	各種事業の実施により心身障害者の健康の維持促進、社会参加への促進に貢献する。
事業概要	心身障害者の福祉の増進及び社会活動への促進を図るため、各種事業(講座、訓練、スポーツ、相談・指導等)を実施する。
実施内容	<ol style="list-style-type: none"> 実施概要 <ul style="list-style-type: none"> 平成18年4月から指定管理者制度を導入 指定期間 平成24年4月1日～平成29年3月31日(5年間)5期目 指定管理者 社会福祉法人 尼崎市社会福祉事業団 施設概要 <ul style="list-style-type: none"> 竣工年 昭和60年(三反田町1丁目1-1、教育・障害福祉センター内1階及び2階部分) 構造等 鉄筋コンクリート造地下1階地上5階建て、延べ床面積1,158.11㎡、敷地面積1,159.65㎡ 事業内容、実績 <ul style="list-style-type: none"> 市内に居住する心身障害者の福祉の増進及び社会活動への促進を図るため、各種事業(講座、訓練、スポーツ、相談・指導等)を実施している。 平成28年度実績 <ul style="list-style-type: none"> 総利用者数は、21,545人(相談業務 647人、講座教室等 4,310人、機能訓練 1,004人、貸し館利用 7,544人、リフト付バスの運行 2,806人、派遣事業 825人、障害者相談支援事業 2,768人、リハビリ 1,192人、その他 449人)

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	68,798	69,365	68,181	
委託料	68,798	69,365	68,181	指定管理運営委託料
人件費 B	634	799	1,342	
職員人工数	0.08	0.10	0.17	
職員人件費	634	799	1,342	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	69,432	70,164	69,523	
C 国庫支出金				その他財源は、障害者(児)自立支援事業費自己負担金、福祉施設電話料等実費弁償金及び障害福祉サービス事業収入を計上。
県支出金				
市債				
その他	5,754	5,138	5,713	
財源内訳 一般財源	63,678	65,026	63,810	

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	身体障害者福祉センター指定管理関係経費	3A7U	事業分類	施設管理運営
根拠法令	身体障害者福祉法		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市障害者計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	昭和60年度		項	05 社会福祉費
施策	08 障害者支援		目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-3) 障害のある人の社会への参加を促進する。		
局	健康福祉局	課	障害福祉政策担当
所属長名	富田 憲幸		

①事業概要

事業実施趣旨	複合施設である教育・福祉総合センターの光熱水費、消耗品費及び施設維持管理経費を面積按分で負担している。
対象(誰を・何を)	身体障害者福祉センター
求める成果(どのような状態にしたいか)	利用者が快適に施設を利用することができるよう、安全性及び衛生面を確保し、心身障害者の福祉の増進を図る。
事業概要	身体障害者福祉センターの維持管理を行う。
実施内容	<p>尼崎市立身体障害者福祉センターにおける維持管理経費の負担</p> <p>尼崎市立身体障害者福祉センターは、複合施設である「教育・障害福祉センター」内にあり、その維持管理経費については、教育総合センター、立花体育館及び尼崎市立たじかの園の占有面積按分にて各々負担している。また、事業に必要なリフト付バスを再リースしたうえで貸し付けている。</p> <p>(面積按分率)</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者福祉センター 14.55% 教育総合センター 49.19% 立花体育館 19.21% たじかの園 17.05%

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	8,887	6,626	9,828	
需用費	2,688	2,357	4,888	光熱水費、修繕料等
役務費	13	13	18	受水槽等点検手数料
委託料	3,388	3,256	3,922	各種保守管理業務委託料
使用料及び賃借料	2,688	1,000	1,000	リフト付バス使用料
工事請負費	110			
人件費 B	788	1,245	1,467	
職員人工数	0.03	0.10	0.11	
職員人件費	238	799	895	
嘱託等人件費	550	446	572	
合計 C(A+B)	9,675	7,871	11,295	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
財源内訳 一般財源	9,675	7,871	11,295	

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	身体障害者福祉会館指定管理者管理運営事業費	3A81	事業分類	施設管理運営
根拠法令	尼崎市立身体障害者福祉会館条例		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市障害者計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	昭和50年度		項	05 社会福祉費
施策	08 障害者支援		目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-3) 障害のある人の社会への参加を促進する。		
局	健康福祉局	課	障害福祉政策担当
所属長名	富田 憲幸		

①事業概要

事業実施趣旨	市内に居住している身体障害者の交歓、福利厚生増進並びに社会福祉活動の進展を図るためのスペースの確保をしている。
対象(誰を・何を)	市内に居住している身体障害者
求める成果(どのような状態にしたいか)	身体障害者福祉会館の施設機能を活用し、市内に居住している身体障害者の交歓、福利厚生及び社会福祉活動の進展を図る。
事業概要	市内に居住している身体障害者の交歓、福利厚生増進及び社会福祉活動の進展を図るため、貸室業務と自主事業を実施している。
実施内容	<p>1 実施概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年4月から指定管理者制度を導入 指定期間 平成24年4月1日～平成29年3月31日(5年間)5期目 指定管理者 特定非営利活動法人 尼崎市身体障害者連盟福祉協会 <p>2 施設概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 竣工年 昭和50年(稲葉荘3丁目9-26) 構造等 鉄筋コンクリート造2階建て 延べ床面積 487.76㎡、敷地面積 432.62㎡ <p>3 事業内容、実績</p> <p>市内に居住している身体障害者の交歓、福利厚生増進及び社会福祉活動の進展を図るため、貸室業務と自主事業を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年度実績 総利用者数 11,286人、利用回数 1,432回

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	5,333	5,347	5,437	
委託料	5,333	5,347	5,437	指定管理運営業務委託料
人件費 B	634	799	1,342	
職員人工数	0.08	0.10	0.17	
職員人件費	634	799	1,342	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	5,967	6,146	6,779	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	11	11	12	光熱水費等実費弁償金を充当
財源内訳 一般財源	5,956	6,135	6,767	

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	身体障害者福祉会館指定管理関係経費	3A83	事業分類	施設管理運営
根拠法令	—		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	15 民生費
事業開始年度	平成28年度		項	05 社会福祉費
施策	08 障害者支援		目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-3) 障害のある人の社会への参加を促進する。		
局	健康福祉局	課	障害福祉政策担当
所属長名	富田 憲幸		

①事業概要

事業実施趣旨	身体障害者福祉会館の火災報知設備更新工事及び高圧引込機器改修工事を行う。
対象 (誰を・何を)	身体障害者福祉会館
求める成果 (どのような状態にしたいか)	施設利用者が施設を安全に利用することができるように、必要な施設の保全を行う。
事業概要	身体障害者福祉会館の火災報知設備更新工事及び高圧引込機器改修工事を行う。
実施内容	経年劣化による老朽のため、火災報知設備更新工事及び高圧引込機器の改修工事を行う。

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	0	1,294	0	
需用費		497		
工事請負費		797		
人件費 B	0	80	0	
職員人工数		0.01		
職員人件費		80		
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	0	1,374	0	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	0	1,374	0	

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	身体障害者デイサービスセンター指定管理者管理運営事業費	3A8A	事業分類	施設管理運営
根拠法令	身体障害者福祉法等		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市障害者計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	平成14年度		項	05 社会福祉費
施策	08 障害者支援		目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-3) 障害のある人の社会への参加を促進する。		
局	健康福祉局	課	障害福祉政策担当
所属長名	富田 憲幸		

①事業概要

事業実施趣旨	在宅の心身障害者に対し、通所の方法により各種のサービスを提供することで、その自立の促進、生活の改善、身体の機能の維持向上等を図ることを目的とし、介護・入浴・給食等のサービスを提供する。
対象 (誰を・何を)	心身障害者
求める成果 (どのような状態にしたいか)	通所により、介護・入浴・給食等の各種サービスを提供することで、障害者の自立と社会参加の促進を図る。また、温水プールを開放することにより、体力や身体機能の維持向上を図る。
事業概要	身体障害者の自立促進、生活の改善、身体の機能の維持向上等を図るため、通所により介護・入浴・給食等の各種サービスを提供するとともに、市内の心身障害者に対し、温水プールを解放する。
実施内容	<p>1 実施概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度から指定管理者制度に移行 ・指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日(5年間)3期目 ・指定管理者 社会福祉法人 尼崎市社会福祉事業団 <p>2 施設概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・竣工年 平成14年(七松町3丁目8-8) ・構造等 鉄筋コンクリート造2階建て 延べ床面積 1,239.50㎡、敷地面積 1,866.16㎡ <p>3 デイサービス事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活介護事業 (機能訓練、社会適応訓練、更生相談、介護指導、入浴サービス、給食サービス、介護サービス、送迎サービス) ・温水プール開放事業 ・開館時間:火曜日～土曜日 介護・訓練等事業・・・10時～15時 室内温水プール事業・・・10時～12時、13時～16時

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	68,412	68,349	68,747	
委託料	68,412	68,349	68,747	指定管理運営委託料
人件費 B	946	1,245	1,467	
職員人工数	0.05	0.10	0.11	
職員人件費	396	799	895	
嘱託等人件費	550	446	572	
合計 C(A+B)	69,358	69,594	70,214	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	34,243	38,758	38,854	その他財源の内訳は、障害福祉サービス事業収入、入浴利用料実費弁償金及び自動販売機実費弁償金を計上。
一般財源	35,115	30,836	31,360	

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	身体障害者デイサービスセンター指定 管理関係経費	3A8B	事業分類	施設管理運営
根拠法令	—		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	15 民生費
事業開始年度	平成27年度		項	05 社会福祉費
施策	08 障害者支援		目	07 障害福祉費

施策の 展開方向	(08-3) 障害のある人の社会への参加を促進する。		
局	健康福祉局	課	障害福祉政策担当
所属長名	富田 憲幸		

①事業概要

事業実施趣旨	身体障害者デイサービスセンターの温水プールの塗装修繕及び建物南側通路整備工事を行う。
対象 (誰を・何を)	身体障害者デイサービスセンター
求める成果 (どのような状態にしたいか)	身体障害者デイサービスセンターの利用者が施設を快適に利用することができるように、必要な施設の保全を行う。
事業概要	身体障害者デイサービスセンターの温水プールの塗装修繕及び建物南側通路整備工事を行う。
実施内容	経年劣化による老朽のため、温水プールの塗装修繕及び建物南側通路整備工事を行う。

(このページは白紙です)

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	102	1,163	0	
需用費	102	409		
工事請負費		754		
人件費 B	79	80	0	
職員工数	0.01	0.01		
職員人件費	79	80		
嘱託等件費				
合計 C(A+B)	181	1,243	0	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
財源内訳 一般財源	181	1,243	0	